

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

第9回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成16年 8 月25日（水） 午後 1 時30分

場 所 神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会委員名簿

神崎町選出

大河内町選出

区分		氏名	適用	出欠
1号委員		足立 理秋	町長	出
2号委員 3名		多田 昌	議員	出
		中塚 義之	〃	出
		奥野 恒夫	〃	出
3号委員 10名	①	高橋 勝洋	学識経験者	出
	②	竹國 洋子	〃	出
	③	中山祐美子	〃	出
	④	井上 秀男	〃	出
	⑤	廣納 正	〃	出
	⑥	足立 高正	〃	出
	⑦	堀口 勝久	〃	出
	⑧	尾上 徳美	〃	出
	⑨	藤原 鉄也	〃	出
	⑩	松原 博興	〃	出
8条委員	①	前川 清寿	県会議員	欠
	②	岡本 坦	中播磨県民局長	出

区分		氏名	適用	出欠
1号委員		上野 英一	町長	出
2号委員 3名		小寺 義裕	議員	出
		立石 富章	〃	出
		高内 直喜	〃	出
3号委員 10名	①	岩本 精介	学識経験者	出
	②	正城眞佐子	〃	出
	③	上垣 博	〃	出
	④	藤原 昇	〃	欠
	⑤	松山 陽子	〃	出
	⑥	藤原 安晴	〃	出
	⑦	日和 貞憲	〃	出
	⑧	生田 良昭	〃	出
	⑨	藤原 博一	〃	出
	⑩	立岩三代子	〃	出

会 議 録

会議の名称		神崎町・大河内町合併協議会			
開催日時		平成16年 8月25日(水) 開会 13時30分 閉会 17時15分			
開催場所		神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎			
議長氏名		小寺義裕			
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり			
欠席者氏名		別紙「欠席者名簿」のとおり			
会議事項	1 協議		2 会議結果		
	協議第10号(継続) 合併の目標期日について		原案可決		
	協議第32号 特別職の身分の取扱いについて		原案可決		
	協議第33号 社会教育事務事業の取扱いについて		確認・継続審議		
	協議第34号 国民健康保険事業の取扱いについて		原案可決		
	協議第35号 住民関係事務事業(その2)窓口業務等の取扱いについて		原案可決		
	2 提案				
	提案第26号 環境衛生関係事務事業の取扱いについて		確認・継続審議		
	提案第27号 保健衛生関係事務事業の取扱いについて	確認・継続審議			
	提案第28号 商工・観光関係事業の取扱いについて	確認・継続審議			
	提案第29号 農林水産関係事業(その1)林道・治山事業の取扱いについて	確認・継続審議			
	提案第30号 建設関係事務事業の取扱いについて	確認・継続審議			
会議の経過		別添のとおり			
会議資料	別添資料あり				
会 議 録 の 確 定					
確 定 年 月 日			署 名 押 印		
平成16年 8月25日			署名委員 藤 原 博 一 印 藤 原 鉄 也 印		

會議經過

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	皆さん、こんにちは。 本日、第9回目の合併協議会をご案内申し上げましたところ、ご多用にもかかわらず、多数ご参加くださいますようお願いいたします。 早速ではございますが、初めに議長からごあいさつをいただきます。
小寺（議長）	どうも皆さん、こんにちは。 8月の末になったんでございますけども、まだ今のところ蒸し暑さが続いております。一昨日でしたか、夕方ぐらい非常にたくさんの雨が降りまして、豊作に実っております稲の倒伏が非常に目立っております。 合併協議会でございますけども、8月8日の合併協議会につきましては、1回延期をさせていただきますして、本日第9回目の合併協議会を開催をさせていただいております。 ということで、私が皆さんにお約束をいたしておりました合併期日の問題につきましても、本日議案として提案をさせていただいております。 それから、特に協議事項でございますけども、住民生活に非常に関係のある議案が本日協議事項に上がっております。公民館関係にしましても、それから学校施設、社会体育施設等の使用料の問題、それから各種団体に対する補助金の問題と、非常に今後の住民生活に非常に密接に関係のある議案が提出をされておりますので、特に委員の皆様方、この前一応提案をされておりますので、よく検討されてきておられると思いますけども、審議につきましては、質疑等十分にさせていただいた中で承認をしていただくようお願いをいたします。 これで私のあいさつを終わります。ありがとうございました。
内藤（事務局長）	ありがとうございました。 次に、足立会長の方からごあいさつをいただきます。 なお、パソコンのスライドショーで前年の表を用いて説明がございましたので、前の方をまた注目いただきたいと思います。
足立（会長）	皆さん、こんにちは。 それでは、一言お礼を申し上げたいと思います。 厳しい暑さも一段落をいたしましたけれども、相次ぐ16号、17号台風の上陸が心配されるところでございます。 さて、本日は第9回合併協議会開催をさせていただきました。委員の皆さん方にはお繰り合わせご出席を賜りまして、会議が開催できま

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	すことを厚くお礼を申し上げます。 いよいよ8月も終わりとなりまして、合併協議会も重要な時期を迎えるに至りました。最近、広域合併の動きが見られるようですが、私もその必要性は認めるものの、その議論に至りますと、法定合併期限内の合併が非常に困難となってまいりたいと思います。私はまず両町の合併をなし遂げることが重要であると認識をいたしておりますので、委員の皆様のご理解を切に願うものであります。 今日は、少し議長さんのお許しをいただいた上で、平成15年度決算が確定をいたしました。この関係につきましては、両町ともに9月の定例議会で審議がなされるところでございますけれども、そういった確定した財政状況の中から行政コスト、また行政効率についての資料の提供をさせていただきたい、このように存じておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。議長、それじゃ、時間をいただきます。しばらくだけでございますけど、済みません。 この表でございまして、これは平成15年度普通会計人件費等の調べと書かせていただきたいと思います。後ろの方からは少し見にくいのではないかなと思いますが、お許しをいただきたいと思います。 まず、普通会計職員数でございまして、一番左でございまして、神崎町109、大河内町75、両町合わせますと184。この普通会計というのは、水道会計とかあるいは下水道会計、あるいは国民健康保険会計等は除外したものでございまして。市川町は、以下150、福崎町は176で、類似団体ということで、香住町と春日町を上げております。これは人口が、ずっと右から3番目でございまして、国勢調査人口というところの下の方を見ていただきますと、香住町が1万3,998ですか、春日町が1万2,390となっております。神崎、大河内が合併いたしますと1万3,500になるということの類似団体でございまして。その次は、1,000人当たり、これは人口1,000人当たりの職員数でございまして。神崎町は12.8、大河内町は14でございまして。平均いたしますと13.3になるわけでございますが、これは後はごらんいただけたらと思います。 ところで、次が人件費を掲げております。神崎町は普通会計における人件費が9億8,719万7,000円であります。大河内町は7億5,269万4,000円、合わせますと17億3,989万1,000円となります。これが、類似団体、香住町を見てみますと10億9,345万7,000円、春日町が10億7,497万2,000円となるわけであります。こういった人口規模では、この程度の人

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	件費でもって行政サービスが十分可能である、やられておるといことが言われるというところでございますか。 それから、これは住民1人当たりの人件費を見てみますと、神崎町の場合は住民1人当たり12万円になるわけでありまして。両町合わせますと12万9,000円でありまして。この場合では、香住町の場合は7万8,000円、春日町が8万7,000円でありまして。波賀町はこれ書いてありますが、人口が4,860ということでございまして、当然高いということでございまして。 標準財政規模、右から2つ目でございます。欄をごらんいただきたいと思っております。神崎町が27億2,051万3,000円、この標準財政規模と申しますのは、いわゆる町税プラス地方譲与税、そして地方交付税を足したものでございまして、標準的な行政を行うための一般財源を指しておるわけでございます。税プラス交付税、地方譲与税の額が標準財政規模と言われております。詳しくは、難しい言葉で言いますと、基準財政収入額を75で割って、割り戻してですね、それに地方譲与税をプラスして地方交付税をプラスと、そういうことなでありますけれども、似たような数字になります。したがって、町税プラス地方譲与税プラス地方交付税ということで説明をさせていただきます。両町合わせますと48億1,364万3,000円の財政規模になるわけでありまして。以下、ずっと見ていただきまして、これが香住町の場合は36億8,621万円、春日町の場合は34億4,797万8,000円という額になるわけでありまして。これは科学的根拠に基づきまして、まず10万人の人口の市における行政経費を計算いたしまして、それからどんどん人口によりまして落としまして、科学的計算によりましてこの数字を出しております。したがって、この数字は全国的に間違いのない、比較できる数字であろうと、私はこのようにとらえておるところでございます。 これを住民1人当たりに割ってみますと、神崎町の場合は32万9,000円、大河内町は40万円、平均しますと35万7,000円でありまして。これを香住町に見てみますと26万3,000円、春日町では27万8,000円となっております。したがって、今この神崎、大河内町を合計しますと1万3,500人になりまして、48億1,364万3,000円でありまして、10年後から5年間、15年後になりますと標準財政規模が香住町、春日町並みに落ちると、合併しても落ちることになります。問題は、この住民1人当たりの標準財政規模を割ったものでありますが、この金

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	額が現在小さな市町村には当然ながら行政経費がかさむといひましようかね、大きな規模でやるよりも小さい規模でやる方が人件費等々が高くつくということで、割り増しの交付税が措置されております。 したがいまして、このような形で措置をされておるわけであります。ですから、現状では神崎、大河内が高いんでありますけども、これはそれなりに地方交付税等で措置をされておりますから、そのことについては国も認めておるんでありますが、今後におきまして地方交付税の見直しということが出ておりまして、これがいわゆる段階補正と言われる、小さな市町村ほど割り増しされております交付税の考え方が大きく変わってまいります。したがいまして、神崎の場合でございまして、住民1人当たり32万9,000円が限りなく類似団体等に見られるような26万3,000円等に引き下げられる可能性が非常に濃いということでございます。したがいまして、例えば32万9,000円の標準財政規模の考え方を仮に10万円削減されたいたしますと、神崎町は大きく金額、2億円、3億円ぐらいですか、もっと下がるんですか、下がってくるということ、そうですね、10億円やから2億7,000万円下がってくるということになるわけでありまして、大変な状況が想定されるということでございます。 したがいまして、また住民の皆さん方から考えていただきますと、小さい市町村ほど行政経費が高く、とりわけ人件費はこのような形で、他の類似団体に比較いたしますとたくさんの人件費を税等で賄っておるわけであります。したがいまして、行政コストを削減するということは、香住町とか春日町のような一定規模にすることによって、その人件費等の負担額を少なくすると、現在はこの件につきましては、国等が措置をしてくれておりますから、それはいいわけでありますけれども、今後はその段階補正といったことが改正をされますので、限りなくそのような形に、厳しい状況になってくるということが当然ながら想定されるという資料でございます。 公共団体が使う資料は非常に難しい、わかりにくい資料が多いわけでありますが、概念的にはそのようにお考えをいただきまして、一定規模にすることによって行政コストを削減すると、そのことはひいては住民の負担を少なくする、しかしそのことによってサービスが落ちないというのは、類似団体ではそういった規模でもサービスが十分やっているということが、香住町とか春日町で示されておるということを申し上げたかったからであります。 以上でこの説明は終わらせていただきます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長） 上野（副会長）	続きまして、7月30日から8月の本日まで、大河内町におかれましては合併問題に対する議会の特別委員会、また各種団体、また一般住民を対象とされた説明会、意見交換会が開催されました。これら状況を踏まえまして、合併に関する考え方を中心に上野副会長さんからごあいさつをいただきます。 皆さん、こんにちは。大変ご苦労さまです。 朝夕涼しくなってきたとはいいいましても、まだまだ暑い日が続いておりますけども、第9回合併協議会に参加をいただきましてありがとうございます。 また、岡本県民局長様には、大変お忙しい中をご臨席をいただきましてありがとうございます。 さて、本来ですとこの第9回合併協議会が8月8日に予定をされておりましたけども、本日に延期をさせていただきました。その理由は、今内藤事務局長さんからもありましたけども、別紙で配付をさせていただきましたように、電算システム構築業務の発注に対しまして、全町的合意を得るための住民説明会、意見交換会を7月30日にまず議会の合併問題調査特別委員会でご相談をさせていただいて、そしてその後課長会で議論をいたしました。そして、8月5日には午前と午後にわたって職員との説明会、意見交換会をやりました。そのときは87名の参加でした。8月9日には区長会ということで18名、そしてその夜ですが、消防団分団長会議ということで30名、そして8月10日夜ですが、婦人会の支部長会ということで43名、8月12日には午前中に寺前財産区議員、振興基金審議会委員15名、そして昼から長谷財産区議員、振興基金審議会13名、8月16日には各種団体長会議31名、8月20日には識見者会議ということで、歴代の町長、助役、収入役、教育長あるいは議長、財産区議長11名でお話を聞かせていただきました。それから、夜には大河内町選出の合併協議会委員さん15名とやりました。それから、8月22日に一般住民を対象といたしまして、午前中に長谷小学校の体育館、57名でした。昼からは、中央公民館で73名。そして、それを受けて8月24日に再度議会の合併問題調査特別委員会を行ってまいりました。各種団体長会議での出席は、たくさんいただいたんですが、残念ながら一般住民を対象とした説明会では、先ほども申しましたように、長谷地区が57名、寺前地区が73名、しかも重複をしておりますので、出席人員からいえばかなり少ないということで、これも問題やなというふうに、検証の必要があるというふうに思っています。ただ、そのと

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	き各種団体も一般住民の対象もそうなんですが、質問、意見につきましては、非常に活発に鋭い質問や意見が出されました。その発言の主たるものについては以下のとおりです。 まず1点目ですが、財政が厳しくても単独で残ってほしい、何を協力したらよいのか具体的に言ってほしい、どの程度住民サービスの切り下げ、負担になるのか、具体的に明らかにしてほしい。2点目、財政が厳しい状況がわかった、合併やむなしと考える。3点目、電算発注で合併の結論を出すのはおかしい、主客転倒している。4点目、2町合併でよいのか、いずれ2弾、3弾の合併が想定できるので、広域合併を考えるべきである。5点目、広域合併を見据えて、電算の発注は慎重にすべきである。参加者が少ない、各種団体長会議だけでは、上野町長がこれまで言ってこられた十分な住民説明、住民合意、住民の意見を聞いたことにはならない。7点目、資料がわかりにくい、もう少しわかりやすい情報提供と慎重な議論をすべきである。今その情報資料で結論を出すのは早計である。8点目、住民投票についての質疑がありましたけれども、この点についてはそういうふうな緊迫した状況になってないので、私はする必要はないということを申し上げました。 そして、それを受けまして、特別委員会では、今後の取り組みについて3点提案をさせていただきましたけれども、その3点を申し上げます前に、今配付をさせていただきました合併問題住民説明会の私のあいさつ文、別紙を見ていただきたいというふうに思います。 1ページの下から7行目を見ていただきたいというふうに思います。正式な合併議案は、新町建設計画など合併協議会での合併協定項目が成立してからのこととなりますが、合併をするんだという全町的合意がなければ電算業務の発注はできないと考えます。主客転倒の感がありますが、全町的合意を図るための本日の住民説明会とさせていただきますので、よろしくお願いしますということで、私は住民説明会に臨みました。そして、以上のような意見がありました。結果的に参加者が少なかったこと、あるいはその出された意見を見ますと、説明会では住民合意が得られたというふうにはなっていないのではないかなというふうに思いましたので、特別委員会の中では電算発注については進めたいので、そういう説明会の状況を踏まえて議員さんの審議をよろしくお願いいたしますということで、まず1点目に、合併の是非はあくまでも新町建設計画など合併協定事項が整ってからであるが、電算業務の発注については進めたいというふうに言いました。そ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	それから２点目に、神崎町との法定合併協議会の作業を精力的に進めながら、時間的制約のある中で可能性は厳しいと考えますが、市川、福岡との合併も視野に入れて考えるべきであるのではないかなと言いました。それから３点目として、まちづくりの視点ということが常に言われておりますので、まちづくりでの視点での議論を行います。 こういうふうに３点を提案をさせていただき、一部議員さんの中から合併目標期日の延期、電算の発注の延期などの合併そのものの賛成反対の意見ではなくって、原則的な議論をすべきとの意見がありましたけれども、結論的には特別委員会としてはその発注に了解をいただきましたことを報告をさせていただいて、開会に当たってのあいさつとさせていただきたいというふうに思います。 資料を配付したやつを全部一々言う必要はないと思いましたので、今の点をあいさつ文の中の主たる目的で説明会を開いたことと、その説明会の状況、そしてそれを受けて特別委員会で提案をさせていただいたこと、そういうことを言いました。 それから、今足立町長さんから少しいわゆる行政の効率化といいますが、一定の行政規模がなければ効率が悪いんやという説明がありましたけれども、全くそのとおりでありまして、従来でしたら地方交付税というもののうちで一定行政水準の保障が小さくてもされてたわけですけども、そのことが三位一体改革を初めとする中で見直されて、１６年度では大変な状況になったということがあるんだらうというふうに思います。それで、私は一定の判断材料とすべきものとして、財政シミュレーションに主流を置きながら、いろいろ議論をさせていただきました。ところが、なかなかその財政シミュレーションについて住民の方と意見交換をしてそのことを理解をしていただくのは、非常に難しいわけですがけれども、そのことに周知をして、その中で単独で残ることについてはもうこの段階ではかなり無理であるというふうに考えているということもこの説明会の中で申し上げております。ただ、２町合併にしても相当に厳しい、あるいは初年度から赤字も十分に想定されるという中でどう考えるべきなんかなということも含めて議論をさせていただいたということをつけ加えて報告をさせていただいて、ごあいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。 ありがとうございました。 本日の会議につきましては、顧問の前川先生が公務のために欠席をされております。また、委員さんとしまして、藤原昇委員さんからも

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	欠席の連絡を受けておりますので、ここにご報告を申し上げます。 それでは、議長、進行をよろしくお願いいたします。 それでは、議事を進めてまいります。 本日の出席者数は２８名中２７名の出席をいただいておりますので、会議規則の定足数に達しております。よって、ここに会議の成立を宣言いたします。 ただいまから第９回神崎町・大河内町合併協議会を開催します。 今回の会議録署名委員に藤原博一委員、藤原鉄也委員、それぞれご指名申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。 それでは、会議次第に従いまして、順次議事を進めてまいります。 まず、協議事項で継続審議となっております協議第１０号合併の目標期日につきまして、事務局の説明をお願いします。
浅田（事務局）	浅田次長。 ご説明申し上げます。 皆様方、資料の１、協議第１０号（継続）合併の目標期日についてごらんいただきたいと思います。 合併の目標期日について継続して協議する。平成１６年８月２５日提出。神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。 合併の目標期日は、平成１７年１１月１日とするということでございます。 資料の方、１枚おめくりいただきたいと思います。 この合併の基本的な項目でございます合併の期日につきまして、第２回３月２日の協議会で提案をさせていただき、第３回３月２０日の協議会で協議をしていただきました。これまでも協議会の中でたびたび合併の期日につきまして、委員さんの皆様方からご質問なりがあったわけなんですけれども、その３月の協議会を行いました段階では、新しい法律が改正されるという見込みが立っていないといった状況の中で決定するのは少し早いといったことも含めた声がございましたので、法律等の改正がなされてからこの合併目標期日につきまして審議をしていくといった形で本日提案をさせていただいたところでございます。 少しかいつまんでこの１１月１日を目標期日としております根拠等につきましてご説明を申し上げたいと思います。 まず、合併の期日のこの関係につきましては、先ほど申し上げましたように、市町村の合併の特例に関する法律、これいわゆる合併特例法と申し上げておりますけれども、この法律改正が今年の３月９日に

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	国の方の閣議決定をなされ、そして5月19日の参議院の本会議で可決成立をいたしました。そして、1週間後の5月26日から公布をされ施行されておるといところでございます。 改正内容では、これまで全国の合併をする協議会、合併協議会の中で17年3月31日までに合併をしておかなければならなかったものが、いわゆる1年間延長しましょうというところが主な内容のところでございます。したがって、来年の17年3月31日までに合併の調印、または議会の議決等を得まして、都道府県知事の方に申請をし、そして17年4月1日から翌年18年3月31日までの間に合併をすれば旧の法律の合併特例債、またさまざまな財政支援、そういったものが受けられますよといところの大きな法律改正でございました。 そして、この選定理由を11月1日といたしました理由といたしまして、やはり何といたしても合併の期日と申しますのは、新年度の予算とか、また選挙、そういった役場内部のいわゆる行政内部的なものが中心になるかもわかりませんが、私どもといたしましては、11月1日に合併をし、町長がその前日をもって失職をいたしますので、50日以内の選挙、そして新年度の予算、予算と申しますのは、やはり新しい町の青写真といえますか、大きな一番重要な課題でございますので、そういった事務的なスケジュールも含めて移行が円滑になるようにこの11月1日といったものを定めてまいりました。 そして、この11月1日合併を想定した場合の予算なんですけれども、これには2つございます。 まず、仮に来年の3月31日にまでに申請をいたしまして、11月1日という形の期日を定めた場合、それまでの間、4月1日から10月31日までは神崎町、それから大河内町におきましては、通常どおりの予算を提案をします。そして、10月31日をもって打ち切りの決算をし、11月1日の合併期日から新町長が決まるまで暫定的な予算、それを職務執行者という方を選任をいたしまして、新町長が決まるまでの間、行います。その職務執行の関係につきましては、専決処分行為という形であくまでも暫定的な予算でございますので、町の選挙とか、通常職員の人件費とか、最低限の経費だけを暫定予算といったもののの中に組み込みまして、新しい町長が決まりまして、残りの年度の分予算を組む中に吸収をされるといった形になってまいります。 こういう形で私どもは、前回と同様この目標期日につきまして、本日11月1日という形で提案をさせていただくといところでございま

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	す。 以上でございます。 どうもありがとうございました。 ただいま説明がありました合併の目標期日につきましては、第３回の協議会で提出をされましたが、新法や改正法案等、法的根拠が決定していなかったことで継続審議とさせていただきました。さらには、法律が公布された以後につきましても、諸般の事情から現在までやむなく継続審議としておりましたが、冒頭の副会長のあいさつにもありましたような経過を踏まえ、今回の提案に至っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。 それでは、この件につきまして質疑、ご意見がありましたらいただきたいと思います。 質問、ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	質疑、ご意見がないようでございますので、それでは採決に移りたいと思います。 協議第１０号合併の目標期日につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手多数であります。よって、協議第１０号合併の目標期日につきましては、原案のとおり平成１７年１１月１日とすることに決しました。
足立（会長）	会長よりちょっとあいさつがあるそうでございます。 済みません。ただいまは合併の期日のご決定をいただきまして、まことにありがとうございます。 これからより積極的に合併協議会の議論を深め、そして合併についてを推進してまいりたいと、このように考えますので、委員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。 また同時に、上野町長さんからもお話がございましたように、町民の皆さん方全体の合意を得る努力をしてみたいと考えております。この件につきましては、皆さん方から特にご指導を賜りますように、重ねてお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。
小寺（議長）	それでは次に、協議第３２号特別職の身分の取扱いにつきまして、担当の分科会会長の説明をお願いします。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
佐谷（分科会長）	佐谷分科会会長、お願いします。 担当分科会の神崎町総務課の佐谷でございます。 前回提案されまして今回協議という形で提案させていただいております。これにつきまして前回大方の部分につきまして事務局の方から説明があったわけでございますけれども、若干補足を加えまして、調整方針について文書等を資料といたしましてご説明を申し上げます。 まず、資料の１ページ、２ページにつきましては、調整方針ということで、まず１点目は特別職、いわゆる首長等ということで、町長、助役、収入役、教育長、それから議員ということで１つ区切っております。２つ目につきましては、行政委員会ということで、教育委員会あるいは選挙管理委員会といったような法で市町村に設置が義務づけられております委員会、これにつきましての区分をしております。それから、３点目といたしましては、その他の特別職ということで、条例等によりましてそれぞれの行政目的、趣旨等を踏まえる中で条例の中で規定しております委員会あるいは審議会、そういった委員会につきまして、これは３点目といたしまして、３つに区分して整理をさせていただきます。 ２ページの四角の中の一番終わりに括弧書きの注）ということで書いておりますけれども、この特別職の中で議会議員の定数と任期、これの取扱いにつきましては、別途協議をしていただくと、それから同じく農業委員会の委員の定数及び任期につきましても、別途協議をするということで、定数の問題あるいは任期につきましては、特例法等によりましても特例規定等もございますので、その辺も踏まえて別の場で協議していただくということにしておりますので、この協議での提案の内容からは省略させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。 まず、３ページでございますけれども、１で特別職、いわゆる首長と議員の身分の取扱いということで課題とか問題点等を書いておりますけれども、両町におきましても収入役が設置しておりません。町長、助役、それから教育長が設けてございますけれども、任期あるいは報酬等に差があるということでございます。それから、議会議員におきましても、表で見ていただいたらわかりますように、報酬の額等に差異があるということでございまして、これらについての調整を図る必要があるわけでございます。 この調整方針につきましては、合併時に調整するということでございまして、具体的にはこの特別職の設置人数、任期等につきまして

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	は、裏の４ページに書いておりますように、それぞれ法令で定めるところでございまして、例えば町長につきましては合併の日から５０日以内に選挙をいたしまして新しい町長を選ぶと、それを受けて助役、収入役、教育長につきましては、新しい町長のもとで選任行為がなされるということでございまして、こういったものにつきましては法令で規定しております内容に準じまして、手続によりまして行うというところでございます。 それから、特別職の給料あるいは議員の報酬額、それから費用弁償、これらにつきましては差異があるわけでございますけれども、類似団体あるいは近隣町等の状況を参考にいたしまして調整するというにいたしております。 （５）で書いておりますように、具体的な調整の方針といたしましては、新町における報酬額の協議につきましては、報酬審議会に準じました第三者機関、これを組織いたしまして審議するというにいたしております。 次に、５ページでございます。 行政委員会の身分の取扱いを規定しておりまして、先ほど申し上げました教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会ということで、いわゆる行政委員会というふうに言っているわけでございますけれども、これにつきましても法律等で定められた方法によりまして選任をするものでございます。 下の３で現況比較ということを書いておりますけれども、報酬の額等につきましても両町それぞれ差異があるというところでございまして、これらの調整を図っていく必要があるところでございます。 ２の調整方針の具体的調整方針というところでございますけれども、委員の数あるいは任期につきましては、法令の定めるところに従いまして進めるということでございます。 それから、報酬額、費用弁償につきましても、特別職と同様に類似団体あるいは近隣町等の状況を参考にいたしまして調整するというふうにしております。 （４）の具体的調整の方法につきましては、同様に報酬審議会に準じました第三者機関を組織いたしまして審議することにいたしております。 それから、７ページのその３ということで、その他特別職、いわゆる審議会、委員会等でございますけれども、この委員会等につきまし

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	ては、条例等の規定に基づきまして設置しているわけでございますけれども、それぞれの町におきまして同じ目的を持ちました委員会等もございますし、またそれぞれどちらかの町にあるという、そういう委員会もあるわけございまして、その設置状況あるいは報酬額、これも差異があるところでございまして、これらの調整を図る必要がございます。 2の調整方針ということで書いておりますけれども、合併時に調整するというので、（１）具体的な調整方針では、両町に設置されておりまして、新町におきましても引き続き設置する必要があるもの、これにつきましては原則として統合するというのでございます。 （２）の１町のみには設置されているもので、合併時に施行される条例、合併の段階で条例を制定いたしまして即施行していかなければならない、こういった条例で設置が必要であるもの、こういったものにつきましては合併時までには調整するというにしております。それ以外のものにつきましては、必要によって合併後新町において調整するというにいたしております。 こういった委員会の設置につきましては、やはり数多く設置しているわけでございますけれども、設置の必要性とか、それから存続等を考え合わせまして、存続の目的あるいは意義、行財政改革の観点、こういった面からも新たに選任していく必要があるのではないかなということで、その方向性も持たせていかなければならないというふうに考えているわけでございます。 それから、（３）の委員の報酬につきましても、特別職と同様に合併時までには類似団体あるいは近隣町等の状況を参考にいたしまして、第三者機関を組織して調整するというふうにしております。合併後におきましても設置が必要なものにつきましては、同様の取扱いといたしまして、均衡を保ちながら決定されていくと思うわけでございますけれども、この３つの職、特別職、首長とか議員の報酬、それから行政委員会の委員の報酬、それからその他の委員さんの報酬等につきましては、総括いたしまして、第三者機関を設置いたしまして協議し、調整するというのを同様の調整方針ということにいたしております。 以上でございます。 それでは、ただいま説明が終わりました。特別職の身分の取扱いにつきまして、ご意見、ご質問等をお受けをいたしたいと思います。 ご質問、ご意見ございませんか。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
岩本委員	岩本委員、どうぞ。 大河内の岩本です。 ただいま説明がありました特別職の各委員さんの報酬なんですがね、結局どのように考えておられるのか。現在のところ、神崎町と大河内の方の差があると思うんですけど、本当に何を基準に考えておられるのかなというふうに思うんですが、その点お知らせ願いたいと思います。わかっておれば。
小寺（議長）	浅田次長。
浅田（事務局）	先ほどのご質問の件なんですけれども、先ほど合併の目標期日の中でも申しあげましたように、１１月１日となればそれまでで一たん打ち切り、職務執行者という新たな方を選んで、また新町になるわけでございます。そしたら、その職務執行者の給料とかそういったものはだれがどういうふうに決めるのかという問題もございまして、１０月３１日までに先ほど分科会長の方から説明をさせていただきましたように、両町の中で現在それぞれ町長とか議員さんの報酬を決められております特別職報酬等の審議会といったものが設置をなされております。そういったものを両町長名で１０月３１日までに、両町例えば８名とした場合４名ずつ両町長名で委嘱をさせていただき、その中で決めさせていただくという形に持っていきたいというふうに思っております。
岩本委員	はい、了解。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
立石委員	立石委員、どうぞ。
	大河内の立石です。 １点だけひとつお聞きしておきたいと思います。実は資料の３ページの調整方針の中で、合併時に再編する議会議員の定数及び任期の取扱いについては、別途協議するという表現になってございます。それで、別途協議の時期ですね、これ一体いつごろの時点でこういう協議を始めたらいいか、それぞれ両町の現在の議会のいわゆる議員さん方の思いもあるようでございますんで、その時期がいつごろが適当なのか、これ明らかにしておけば我々も今後の対応が非常にやりやすいと、事前にいろいろとそれに向かっての検討もお互いに両町ができるんじゃないかと、このように思いますので、考え方について説明をいただきたい。 以上です。 何でしたら、通常先進地はどういう扱いをしておったのか等も含め

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
三谷（副分科会長）	てお願いできたら非常にありがたい。 失礼します。大河内町総務課の三谷でございます。 先ほど立石委員さんがご指摘のとおり、議会の町議会の議員さん並びに農業委員さんのそれらの問題につきましては、別途協議ということで考えております。ですので、この事務局の方として考えておりますのは、それぞれ議会の議員さんにつきましては議会部会の方でまとめ、それから農業委員さんについては産業建設部会の方でということでございます。たまたま今ここで議会部会の宮浦部会長さんがおられましたが、今のところ日程についてはまだ定かに決めていないという状況ですんで、そういう議会に関する事務のすり合わせの中でそういう日程等が詳しくわかってくれば、両町の議会にそういうような相談等もかかってくると、このように思ってます。 以上です。
浅田（事務局）	済みません。先ほどのご質問と関連するんですけれども、9月中旬に新町建設計画の成案を見て、県協議、また両町の住民説明といったものもございます。そういった中で、新町建設計画の中には財政シミュレーションというものを一番最後に入れてこなければなりません。そういった中で、いわゆる議会の議員さんの定数関係、また任期の関係も含めまして、農業委員さんとの関連につきましては、できるだけ早急に詰めていただきますよう、こちらの方からお願いといたしますか、そういった協議をやっていただければというふうに思っておるところでございます。 これらにつきましては、両町の議会議員さん並びに事務局等との調整というものは当然必要になってまいりますので、合併協議会の事務局だけで選考することはできませんので、その辺十分調整をしながら早急に詰めさせていただきたいというふうに思っております。 以上でございます。
立石委員	了解。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
上垣委員	上垣委員、どうぞ。
	大河内の上垣です。 最前の質問、それからその後の説明の中で、ちょっと確認をさせてほしいんですけども、別途協議の中で、私もちょっと勉強不足なんですけども、いわゆる在任特例とかという文言が以前にもありましたけども、当然それはもう踏まえた形でのいわゆる協議ということになるんでしょうか。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 浅田（事務局）	浅田次長。 議会議員さんの場合は、通常ですと町長と同様に、仮に１１月１日となった場合、１０月３１日をもって全員失職をするわけなんですけれども、今回この合併特例法の中の特例という形で、議員さんにつきましてはそういう失職をして新たに首長、町長と同じ日に選挙をすることも可能ですし、いわゆる期間をもって在任をするといったこともできますし、設置選挙といった旧町単位の選挙ということも可能でございますので、そのあたりのいわゆる法律の中の特例といったものも含めて議会議員さんを中心に協議をしていただこうというふうに考えておるところでございます。 そして、その中である程度協議が調いましたものは、最終的には合併協定項目の中に上がってございますので、本日のこのような場に協議事項として提案をさせていただき、協議していただくという運びになろうかと思えます。 以上です。
上垣委員	了解しました。
小寺（議長）	ほかにどなたかございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ほかにご質疑、ご意見がないようでございますので、質疑を打ち切りたいと思います。 それでは、採決に移りたいと思います。 協議第３２号特別職の身分の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手全員であります。よって、協議第３２号特別職の身分の取扱いにつきましては、原案どおり可決されました。 ここで暫時休憩をいたします。 再開を１４時４０分といたします。 午後２時２５分 休憩 午後２時４０分 再開
小寺（議長）	それでは、時間が来ましたので、再開をいたします。 協議の前に事務局からちょっと連絡がありますので、お願いします。
浅田（事務局）	大変申しわけございません。先ほど、協議第３２号でご承認をいただきました特別職の身分の取扱いについての資料の関係なんですけれども、本日１枚物で下に５と書いて、ページ数５と書いておるものを

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 難波（千） （分科会長）	別添でお配りしてと思っていますので、大変恐縮なんですけれども、そちらの方に差しかえを後ほどまたお願いしたいというふうに思います。 以上です。 今も事務局から説明がありましたように、資料の５ページと６ページ、氏名等が何かちょっと間違っておるそうでございますので、新しいものと差しかえをお願いいたします。 それでは、引き続き協議にまいりたいと思います。 協議第３３号社会教育事務事業の取扱いにつきまして、担当の分科会会長の説明をお願いいたします。 難波分科会長お願いします。 失礼します。社会教育部会神崎町教育委員会の難波でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 早速ですが、社会教育事務事業の取扱いについて説明いたします。 ４ページから５ページに課題、問題点を上げ、６ページから７ページに調整方針を載せています。８ページ以降は現況の比較表です。 まず１つ目、地域改善対策事業について。 兵庫県では、地域改善対策奨学資金貸与事業として、高校、短期大学、大学等に在学する学生で、経済的な理由で就学が困難なものに対して奨学資金を貸与し、有為な人材を育成することを目的にこの事業を実施していました。今現在、この事業は時限立法の経過措置期間中でありまして、平成１７年度末をもって終了することになっています。大河内町では、この事業に加えまして町独自で高等学校及び大学教育奨励金制度を実施しています。神崎町は、県の事業だけを導入しまして、単独の事業はありません。しかし、上位法であります地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が出来まして、兵庫県の奨学資金貸与事業も１７年度末で終了することから、大河内町独自の事業も１７年度末で廃止といたします。 それから、地域改善対策対象地域活動事業補助金、いわゆる解放同盟支部補助金ですが、神崎町では１支部に７０万円を補助しております。大河内町では３支部に合計９０万円を補助しています。この事業は、両町の住民課、住民生活課が主幹となり実施していますが、新町においても補助することを前提とし、金額等につきましては今後支部と協議して調整をしていきます。 ２番目に、社会教育委員制度です。８ページの上段に２町の比較をつけております。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	委員定数は、神崎町が8名、大河内町5名で、選任要件、報酬支払い形態等が異なっております。そこで、新町では委員の定数を6名とし、そのうち識見者を4名、充て職として学校代表者を1名、家庭教育代表者を1名選任し、社会教育に関する諸計画の立案等積極的な委員活動を目指すように調整をしていきます。 3つ目に、文化財の保護、顕彰事業です。同じく8ページに町指定文化財を載せております。 工芸品、建造物、史跡、天然記念物など、両町合わせて30の指定文化財があります。これらは、新町において文化財保護条例を整備、制定し、新町の文化財として再指定することにします。また、今後神社仏閣等建造物を町文化財として指定するには、事前に町内の神社仏閣等すべてを調査しておく必要があります。そこで、新町では継続的に事業を推進し、文化財の保護、顕彰に努めるように調整していきます。そのほかの文化財や史跡、例えば継続をして調査をしております福本遺跡などにつきましても新町に引き継いでいきます。 それから、文化財審議会ですが、委員の定数は2町ともに同じですが、選任方法に違いがあります。そこで、新町では定数を5名とし、識見者で構成をしていきます。 4つ目に、町史編さん事業です。 大河内町では、平成8年に町誌「おおかわち」を発行していますが、神崎町では発行しておりません。神崎町の資料収集と新町として形成されていく町の資料収集、編集とあわせて検討していく必要がありますので、現行のまま新町に引き継ぐこととします。 5番目に、社会人権同和教育事業です。9ページに比較表を載せています。 大会事業として、神崎町は人権教育・啓発リーダー研修会を年3回実施し、大河内町は人権啓発大会を年1回開催しています。これらの事業は、新町におきましても継続することとし、時期、会場、運営方法等は新町発足後速やかに調整をします。また、地域別や対象者別の人権研修会なども今後調整していきます。 人権教育協議会は、神崎町は人権・同和教育推進協議会と称し、事務局を教育委員会に設置しています。また、大河内町は人権文化推進協議会と称し、事務局を住民課に設置しています。補助金の額にも違いがあります。この協議会は、平成18年度から一本化することとし、補助金や事務局の位置についても速やかに調整をしていきます。 それから、人権文化創造活動事業は小学校4年、5年、6年生を対

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	象にした小学校事業と中学生を対象にした事業を実施しています。年間の事業時数等はほぼ同じですが、指導者謝金に差があります。この事業は、新町においても継続して実施し、差がある部分は新町発足後調整をしていきます。 6つ目に、公民館事業です。 両町の公民館は、文化協会や各種サークルに所属する多くの町民が利用される施設です。芸術、文化の拠点施設であり、成熟した地域社会の中で新しいまちづくりを展開していく重要拠点でもあります。新町では、この施設で活動されるサークル、団体等について、施設使用料を負担してもらうことにしました。そのために、これまでに2町において設定していました公民館使用料を見直し、午前、午後とか、半日単位の料金を1時間当たりの料金に割り戻した額を基準に施設間調整を行いまして設定をしています。 同一施設は同一料金とするのが原則ですが、中央公民館につきましては施設内容に大きな差がありますので、差が出るように調整をしました。 これまでの使用料金表は9ページの下の方に載せておりますが、2町ともに公民館サークル等は免除扱いとしていましたので、新町になって初めて有料となるものです。会議室、ホールごとの新料金表は、2ページあるいは6ページに記載をしているとおりでございます。 それから、町婦人会、町老人クラブ、町子供会等の使用や文化協会の発表会、総会などは使用料を免除としますが、各サークル等の練習あるいは会合などは有料としたいと考えております。 また、新町におきましては公民館の会議室を物品販売など営業目的で使用することを禁止とします。 それから、一つの町において各種団体等は1団体とする方針が出ておりますので、文化協会の一本化について、今後両町の文化協会長様や役員様と協議をしていきます。 それから、10ページに載せております公民館サークルにつきましても、一つのサークルとして統合することができるのかどうかといったところなど、今後文化協会長様やサークル代表者様と調整をしていきます。 次に、公民館運営審議会についてですが、公民館活動の積極的な推進を目指して審議していただくわけですが、現在神崎町では審議会を設置しておらず、社会教育委員会の会議で審議をしてもらっています。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	また、大河内町では公民館運営審議会は設置していますが、社会教育委員が兼務をしています。 新町の公民館事業の積極的な運営を目指すには、公民館の利用者代表者なども委員に加えるなどして、公民館運営審議会を再編する方向で調整をしていきたいと考えております。 7番目に、体育指導委員会ですが、比較表は10ページの下に載せております。 大河内町の体育指導委員は8人です。各種スポーツ大会や教室など、社会体育事業の企画検討や実技指導等を行っています。また、各集落におけるスポーツ指導も行っています。 神崎町の委員は14人です。各種事業の企画検討は大河内町と同様ですが、各集落で年間3回ないし4回のスポーツ大会が自主的に実施されておりますが、それには町の体育指導委員はかかわりませんので、活動内容等に差異がございます。新町におきましては、体育指導員の定数を20名以内とし、新町発足後適宜調整していきたいと考えております。また、活動内容についても社会体育事業計画とあわせて検討をしていきます。 次に、8番目の学校施設、体育館、運動場、9番目の屋外体育施設、10番目の屋内体育施設、11番目のプールの施設利用の件ですが、比較表は11ページから12ページに載せているものです。 公民館だけでなく、社会体育施設も利用者に使用料を負担してもらう方向で調整しました。また、学校施設も町民が社会教育、社会体育の事業に利用する場合に使用料を負担してもらうことにしました。新町における施設ごとの新料金は、7ページに記載しているとおります。 学校だけを無料にしますと、有料の社会体育施設を使用せず、無料の学校施設ばかりを使用することが予想されます。また、これらの施設を使用しない人とのバランスも考慮する必要がございました。 まず、学校施設ですが、体育館、運動場とも2町の小学校、中学校、すべて均一料金とし、1時間当たりの単価を設定しました。学校施設使用料は、神崎町では徴収していましたが、大河内町は無料であるため、また免除枠を狭めたために利用団体の負担を軽減するために1時間200円という料金を設定しました。 免除団体は、各自治会、子供会、町消防団、町連合老人クラブ、町連合婦人会、町PTA、社会福祉団体、町内学校、幼稚園、保育所、町及び教育委員会、それから町体育協会、スポーツクラブです。ま

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	た、町民以外の利用は2倍額の料金です。学校施設につきましては、町民以外の利用は考えておりません。 次に、社会体育施設を利用する場合、屋内施設、屋外施設とも同じことですが、現在大河内町では体育協会や各種目協会に使用料を負担してもらっています。神崎町ではすべて免除扱いとしています。 神崎町側から見ますと、無料であったものがすべて有料になりますので、今までの料金を1時間あたりに換算し、使用団体が高額負担と感じないように検討した結果、200円あるいは300円といった料金から設定をしました。 プールについては12ページに比較表を載せています。グリーンエコーの夏季限定プールと大河内町の年間使用できる温水プールとでは施設内容に大きな差があります。それから、個人使用が基本ですから料金の見直しは行わず、現行のまま新町に引き継ぐことにしました。 12番目の国際交流事業につきましては、大河内町では次代の担い手である青少年が異なる文化圏の人と交流し、相互理解を図り、国際感覚を養うとともにみずからの行動を律する心や郷土愛に満ちた青少年を育成することを目的に、韓国「ナザレ園」に入所している人たちとの相互訪問交流を実施しています。神崎町では、特定団体、施設との交流はありませんが、企画財政課を窓口に幅広い交流を始めたばかりです。 交流事業は、積極的に推進するのはよいと考えますが、新町にあっては特定施設だけでなく、また「ナザレ園」との交流を継承しながら包括的に検討、調整をしていきます。 それから、13番目の各種団体及び補助事業につきまして、12ページに比較表を載せています。 社会教育事業で所管としている各種団体は、婦人会、PTA、文化協会、体育協会などであり、両町同じですが、補助金の額に差異があります。 また、大河内町では家庭教育事業推進補助金や体育指導委員会研修補助金を交付しています。これらの補助金につきましては、その必要性も含め今後検討していきます。 それから、公民館事業の中でも説明しましたが、同種の団体は新町に一つとする方針が出ていますので、今後婦人会、PTA、文化協会、体育協会につきまして、新町発足までに一本化する方向で、そしてまた補助金額も含めて会長様や関係者と協議をし、調整をしていきます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	以上で協議第33号についての説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。 どうもご苦労さまでございました。
松山委員	ただいま説明のありました社会教育事務事業の取扱いにつきまして、質問をお受けいたしたいと思います。ご質問のある方はどうぞ。 松山委員、どうぞ。 済みません、大河内町の松山ですけれども、学校施設等の、学校とか野外体育施設の利用の件で、免除する団体という中で、町の体育協会が括弧書きで各種協会は除くということに書いてあります。その各種協会というのは町の体育協会に加盟しておられる少年野球とか、バレーボール協会とか、そういったものが含まれるということで、そういったスポーツクラブとか、そういったものはすべて負担金を出すということになるのかどうかと、もしそうであるとしたら大河内町の場合少年野球というのが週に2回か3回か、夜利用しておられると聞きます。そうなった場合の照明料とか利用料とかってというのは、1回当たり7,000円か8,000円かかってるようにお聞きしましたので、相当親御さんの負担が大きいと。そのままの金額で継続されるということであれば、少年野球だけではなくて子供の育成の中で大きな負担をかけながらそういったことの事業を進めていかなければいけないんじゃないかなということがありますので、料金の見直し等はちょっとできるかどうかわかりませんが、そこら辺の考慮をしていただけるものであれば検討していただきたいと思います。
小寺（議長） 難波（千） （分科会長）	どうぞ。 大河内町で言う少年野球は、今も使用料金を払っていただいているということを聞いております。 それから、照明料につきましては町民であっても、町民外の人であっても、30分当たりの料金というのは今までどおりで変わってないんです。今後、その辺の青少年のスポーツ団体、少女バレーボールクラブですとか少年野球、こういったところについてはすり合わせの中でも問題になったんですが、神崎町が以前行っておりました、そういう団体には補助金という額の中で上乘せとかもしたことがあるんですが、そういった面で検討はしていきたいというふうには考えております。 ただ、今まで無料であったから時間が長く使えてたというのは、有料になることによって時間を決めてきっちり練習してもらおうとかというところにもなりますでしょうし、子供だから全部免除というふうには

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立岩委員 小寺（議長） 立岩委員	は考えておりません。一たん体育協会に加盟されておりましたら同じ扱いをしていく予定であります。 以上です。 済みません。 立岩委員、どうぞ。 大河内町の立岩です。 町婦人会の補助金の方なんです、今竹國さんとも話ししてたんですが、神崎町は1, 300人ほどの婦人会員さんで助成金が21万円、それから大河内町はその半分なんです、70万円の補助金なんです。これずっとすり合わせていただくときに、どういうふうな、足して半分になるのか、それ婦人会というのはほとんど行政の補助役が多いと思うんです。だったら、今までのことをしようと思ったら本当にボランティアばかりの、ボランティアの団体なんです、何かそういうことを考えて半分以上とか、そういうふうな、もっとどういうふうな形の補助金になるのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。
難波（千） （分科会長）	お答えします。 婦人会事業と一言で言いましても、中身は赤十字奉仕団の活動あるいはいわゆる地域婦人会の活動、いろいろございます。赤十字奉仕団の活動につきましては、例えば神崎町の場合は住民生活課の方の管轄でまた別の補助金が出てるわけなんです。それから、両町の婦人会の会費も見直しも含めて、それで会費と、それから本当に婦人会が単独で自分たちの資質の向上のために活動しようという、そういう事業にお金を使う。町から受ける事業はそういうものを使わないとか、そういったところも含めてまた会長様とすり合わせというんですか、協議をする中で見直しをしていかないと、このまま金額だけの調整では済まないとは思ってるんです。
立岩委員 小寺（議長） 堀口委員	わかりました。 ほかにございませんか。 堀口委員、どうぞ。 神崎町の堀口です。 いろんなこの施設を利用するに当たりまして、1時間200円とか300円とかという、こういう料金設定がしてあるわけなんですけども、施設に対しての損害というんですか、破損したとか、そういう場合の費用の弁償ということが一切載ってないんですけども、そんなところは書く必要がないんでしょうか。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
難波（千） （分科会長）	ええ、今このすり合わせの段階ではそれはあえて載せてないんですけども、今も現に故意に壊されたりというときは、本人さんに賠償してもらってるようなこともありますので、そこらはもう少し詳しく細かな部分で施設の管理運営規則とかの中ではまた検討していったり埋めていくと思います。今、この段階ではそこまでの話をいたしていません。
小寺（議長）	ございませんか。
足立委員	足立委員、どうぞ。
小寺（議長）	この各種それぞれの使用料金なんですけど、大人も子供も皆同じということなんでしょうか。ちっちゃい子もお年寄りも皆同じということですか。
小寺（議長）	お願いします。
難波（千） （分科会長）	そうです。これは1人200円ではございませんで、その団体がグラウンドなり公民館の会議室を使うときにということですから、子供だけ使うということはまず基本的にはないと思います。指導者も含めてですが、少年野球のチームが町民グラウンドを使う場合には、申し込みをされた時間に対してこれだけ料金をいただきたいということでございます。
小寺（議長）	以上です。
藤原（安）委員	藤原委員、どうぞ。
小寺（議長）	大河内町の藤原です。 2ページの8番の学校施設利用の中で、口頭でスポーツクラブとかというふうに言われたんですけども、今各校区ごとでスポーツクラブ21が立ち上がってるんですけども、今言われたスポーツクラブはそれを指しとんですか。 また、それと違う場合でしたら、スポーツクラブ21、それぞれ校区ごとである分についてはどういうふうな話、対処になるのかお教え願いたいと思います。
難波（千）	お答えします。
（分科会長）	スポーツクラブという、今各小学校区で実施されておりますスポーツクラブのことを指しております。スポーツクラブもお金を払ってるよというところも、それもあったんですけども、これからスポーツクラブの活動をもっともっと活発にしていけば、いわゆる社会体育の体育指導委員さんとかがかかわる事業の見直しという中で、スポーツクラブの活動の活発化というのはもう切り離せないものですので、この団体は免除をして、もっと地域で自主的に活動してもらった方がいい

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
藤原（安）委員 小寺（議長） 中山委員	いんじゃないかということで免除というふうにしり合わせをしたわけです。 以上です。 わかりました。 ほかにごいませんか。 中山委員、どうぞ。 神崎町の中山です。 今はこの使用料のことだけなんですけど、もし申し込むときなんかのことも考えておられるんでしょうか。というのは、今現在大河内にある施設を神崎町から申し込むとか、一括して申し込む場所とか、神崎町の場合は今パソコンで場所を押さえることができるんですが、そういうふうなことも含めて考えておられるんでしょうか。
難波（千） （分科会長）	お答えします。 まず、文化協会と体育協会の加盟の団体につきましては、2月末から3月末にかけて団体調整会議というのを開きまして、翌年度の4月から3月まで大体定期練習とかの練習日を調整させていただきまして、先に年間の施設をもう予約を押さえ込んでいきたいということを考えております。これが1点目。 それから、今ご指摘のありましたパソコンで入力して申し込みができるのと、大河内町はまだ紙で、いわゆる紙書類での申請になるんですが、当面は二重で、両方でいこうと思っております。紙で申し込みされたものを受け付けた段階で事務所の方で入力していきますし、会議の中でパソコンで入力されたものを画面を確認した段階で大河内町側にもそれを伝えるということはしていきたいと、そういうふうには考えております。
上野（副会長） 小寺（議長） 上野（副会長）	以上です。 議長、いいですか。 大河内町長、どうぞ。 副会長の上野ですけども、ちょっと聞き漏らしたんか、あるいは確認の意味でするんですが、公民館審議会について新町発足までに調整するということこの文字はなっとんですが、言われたときはたしか再編する方向で調整するというふうに言われたと聞いたんですが、それで正しいんですか。 それともう一つは、免除する団体で全部はちょっと聞き漏らしてるんかかもしれませんが、例えば町老人クラブ、町婦人会、町PTAというような、こういう書き方になっとんですが、言われたときは町連合

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
難波（千） （分科会長）	老人クラブ、町連合婦人会とか、町連合PTAというふうに言われたと思うんですが、単位老人クラブとか、単位婦人会、単位PTA、集落ごとの、そういうのは除くという、そういう意味もあって言われたのか、ちょっと確認したいんですが。 お答えします。 公民館の運営審議会ですが、すり合わせの段階で神崎町は社会教育委員会の中で審議をしてもらってる。大河内町はそういう公民館運営審議会があるけれども、社会教育委員さんが兼任してる。じゃあ、どちらも同じように公民館の運営について審議できるからそれでいいんじゃないかというふうに理解されても困るので、新たにメンバーをちゃんと公民館の運営について審議してもらう人を作り直す、再編というのはそういう意味なんです。そして、報酬審議会の中にもそういう委員さんがいますよということをきっちり押さえた上で調整をしていくという意味でございます。 それから、連合あるいは町老人クラブ、婦人会というふうにわざわざ書きましたのは、地域婦人会、地域老人クラブがこういう施設を使われるときは有料にしますという意味です。そして、町の連合老人クラブあるいは町の連合婦人会と、それが町という言葉か連合がついてるかついてないがあるんですが、大きな町の大きな団体につきましては免除とします。どこかの地域の婦人会が、中央公民館の会議室を貸してくださいという場合にはお金をいただきたいという、そういう意味でございます。 以上です。
上野（副会長）	よろしいですか。ということは、この文字づらも直しといた方がええわけですね。そういうことですね。
難波（千） （分科会長）	そうです、申しわけございません。 連合がついているのは連合をとってもいいんですが、いわゆる地域、単位団体と町の団体との区別という意味でございます。
小寺（議長）	ほかにありませんか。 立岩委員、どうぞ。
立岩委員	大河内の立岩です。 大河内町の中央公民館の使用料なんですが、お昼などは女性が利用するケースが多いんです。それで、やっぱり手芸とか、いろいろ1時間とか2時間という形やなくて、長い間時間を使うケースが多いんですが、半日とか1日とかというような、そういうふうな使用料の設定はないんでしょうか。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
難波（千） （分科会長） 立岩委員 小寺（議長）	今まで無料だったので、もう合併した途端にすごい費用がかかってしまうという形で、どうしようという形が多いと思うんですが、半日とか1日とかで割安な使用料はいかがでしょう。よろしく願いいたします。 半日や1日というのを1時間に逆に割り戻しましたので、そういった場合は基本的に利用時間に単価を掛けていただいた料金かなと思います。今の時点ではそこまでしかちょっとお答えはできかねますが。 ああ、そうですか。どうも済みません。 ほかにございませんか。 それではちょっと、私からちょっと質問させていただきますけど、特に中央公民館、大河内町の場合は今のところ公民館の登録サークルはもう全部無料なんですね。それが、今度から合併になりますと登録サークルについてはもう全部有料ということで、時間の単価で言いますと今の使用料から見ますと非常に高くなっております、これも。ということが1つ。 それから、それと公民館の方ですけども、営業のための使用がすべて禁止になっとなですね。今、大河内町の公民館は営業の場合は使用を禁止をしておりますが、料金が非常に高くなっております。ということで、実際に今でも営業で健康器具の販売とかもされておまして、あいとるということは当然使用していただくということで、収入の確保につながるということなんですね。 一般に、やはり私はあいとる場合は営業というのがやっぱり使っていて、料金が今の場合は非常に高くなっております。ということで、やっぱりそういう料金の設定をして、やはり収入の確保に私は利用する方が非常にいいんじゃないかと思うんですね。今使用する場合に登録サークル等で使用者の調整会議を開いて、1年間のうち予定をやられるということで、当然そうなりますといつあいとるかというのが大体わかってくるわけですね。あいた場合に、当然それを有効利用されて営業のために使用していただく和使用料の収入があるということで、私は営業はすべて禁止というのは何かちょっと、公民館という名前だけにこだわり過ぎてちょっとおかしいんじゃないかという、私は思うんですけども、それについてどのような考え方で営業を使用禁止されたかということについてもお答えを願いたいと思います。 それから、学校施設関係ですけども、特に種目協会を省くということで、特に12ページを見ていただきますと体育協会の加入団体ということで、大河内町並びに神崎町さんほとんどこれ種目ですね。野球

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
難波（千） （分科会長）	協会、ソフトボール、バレー、ソフト、剣道、空手、水泳、ゲートボール、陸上、テニス、ゴルフ、グラウンドゴルフにスキー、スキーはないと思う、卓球、硬式テニスとか、ああいったものが全部種目ですね。そうしますと、こういう団体につきましても全部有料になるということになりますので、今のと比べますと、特に大河内の住民の方にとりまして、合併をして大きな負担が生じてくるというような考え方が今後、特に集落説明会等で説明いたしますと、何でこういう負担が何ぼでも増えるんやというようなことが出てきますので、そこらについてどのように考えられてこういう料金設定をされたかについて、以上3点についてお答え願いたいと思います。 まず、公民館の営業目的の件ですが、実はこれもすり合わせの中で大変いろんなところで悩んだんですが、社会教育法の第23条に公民館の運営方針ということがございまして、専ら営利を目的として事業を行ったり、特定の営利事務に公民館の名前を使わせたり、その他営利事業を援助することを禁止するという、こういう行為はしてはならないという項目がございまして、神崎町の中央公民館ではこれまで営利目的の貸し出しというのは、利用というのは全然してこなかったわけなんです。大河内町のじゃあ公民館が、これで言う社会教育法、公民館なのか、いや、そういう補助事業は使っていないから違うだろうというような話も出たんですけども、具体的には例えば最近ですと田崎真珠さんが販売をされるとかということも聞いております。例えば特定の企業はちょっと名前出しにくいんですが、この企業なら安心して大丈夫だろう、その線分けがだんだん難しくなるんですね。町民の方からしますと、公民館で営業してんやからそんな変な業者は貸しとってないやろうということで、公民館にお店をあけて営業されてるところへ来て買ったけども、中身を見るとやっぱりクーリングオフをしたいですとか、消費者としてのトラブルも起きてきやすいということで、それならもういっそのこと営利目的の利用というのは全部廃止した方がいいんじゃないか。この会社だけオーケー、この企業はいけませんという線引きをどこでするんだというところが難しいということで、神崎町ではもう既に全然そういうことをしていないということで、それは今大河内町でいきなり廃止ということは難しいということで、新しい町になったらそこでちゃんと線引きをしようというふうに決めたという経緯がございまして。 それから、種目団体等のところですが、実は大河内町につきましては種目団体等は既に逆にお金を払ってらっしゃるんです。神崎町が全

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	然払ってなくて、神崎町民側の方がいきなり合併したらどうして高くなるのかなという不満が出るんじゃないかなというところも心配しというところはございました。そのために、金額を抑えたというところがございます。 それから、種目協会が主催されまして、例えば町民向けの町民の皆さん参加してくださいというような事業をしてくださるという場合は免除ということもなりますし、それ以外は少なくとも自分たちが趣味を同じにする、自分たちの楽しみでされる団体競技ということで、使用料は取ってもいいんじゃないかというふうにして料金をもらうという方向でいったんです。 大河内町は、今現在使用料金を払うかわりに補助金の額も多いということがございます。体育協会に対する補助金ですね。神崎町は、補助金の額も少ないかわりに免除ということがございましたので、今度は補助金の額と、それからこういった使用料をもらうというところ、両方をあわせ持った上で各種団体長と協議して補助金とかも決定していかなければいけないというふうには考えてるんですが、そういったいろんなところを考慮して200円とか300円、一部高いところがございますが、考えたわけなんです。 以上です。
小寺（議長）	特に中央公民館の中で、特に大河内の場合の大ホール、大ホールにつきましては映画、演劇等が大河内町の場合はできる、設備ができておりますし、それに伴いましてもしどっかの劇団とか企業とかがやはりああいうところで公演をやるというような場合には、私はそこにお貸しをして町民の方が観賞するということは、私はいいんじゃないかと思うんですが、アートについて社会教育法の中でということになりますと、大河内の今の中央公民館が、一回ちょっと総務課長さんに一遍ちょっと聞きたいんですけども、それについて制限がある建物になっておるのかということ、それを一つお聞きをしたいと思います。
難波（千） （分科会長）	議長、ちょっとよろしいでしょうか。よろしいですか。 その件につきまして、グリンデルホールの舞台を使っの活動は、営業というよりはすり合わせの中では文化芸術活動して、その部分はこれまでどおりということをしてしております。会議室等を使用して物品の販売に使うための貸し出しはしませんということで、舞台活動はこれまでどおりということは、すり合わせで決めてるんです。
小寺（議長）	わかりました。それやったらちょっとここに大ホールについてはというてちょっとやっぱりここに記入をしていただいいたら誤解を生

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立（会長）	じるということではないと思うんですね。いわゆる大ホールというのは映画、演劇、音楽活動とかということについてはやはりこれはお金を取ってほとんど公演をやりますので、ということもありますね。 それから、学校施設については大河内は今は体育協会に加盟しとる団体等については学校施設の運動場等は現在は使用料金取ってないと思うんですけど、社会教育施設、屋内体育館とか、私とこで言いますとはにおか運動公園とか、それから長谷の体育館とか、そういうものについては当然使用料金というのは払ってますが、学校の運動場とか学校の体育館については、現在は大河内は料金を取ってないと思うんですけど、それを今度は全部料金を取るということになるということになるんですね。そうなりますと、ちょっと前に質問が出ておりましたように、特に少年野球等が練習をされる場合に半日利用されますと、5時間なら5時間ですから当然1,000円の料金が要ということで、少年野球協会も毎年陳情が出ておるんですけども、練習を非常にたくさんしますんでお金がかかるということで、学校の運動場関係については今までのとこは取ってないんですが、これも今回の調整によりますとこれもいただくということになるので、合併によって負担が増えるというようなことでなかなか説明がしにくいんじゃないかというふうに私たちは考えるわけでございますが。 以上です。 足立です。 今、調整項目につきまして部会長から説明がございました。公民館を活用する場合の政治的な活用の場合の制限でございますが、神崎の場合は公民館法の適用を受けておりまして、政治的行為の制限ということから、例えば政治演説会とか、そういったものについては使用を認めてないんでありますが、大河内町については公民館法の適用を受けてないということで現在認めていらっしゃるんですね。実際行われております。それについてはどう規定するのか。 それから、立岩さんのご発言もあったんでありますけれども、私はやっぱり公民館は地域の皆さん方のよりどころという一つの考え方も大事ではないかなあと、このように思います。したがって、そういった面のことについてももう少し部会で検討していただきたい、このように決裁をしながら問題発言かもしれないんでありますけども、やはり地域、両町をとりましてもそうですが、今度新町になれば余計それぞれの地域の皆さん方がそこに寄って世間話するのも非常に大事なことでないかなあ。一々そこで料金を取るという話は、これはや

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
高内委員 小寺（議長） 高内委員	はり私は考え直してほしい、このように思いますんで、この辺をもう一回。ただ、やはり施設を、そういった部屋をいわゆる今も話が出ておりました文化、スポーツ団体以外のものが利用する、いわゆる利益のために利用すると、あるいは政治的な場に利用するといったことについてはやはり歯どめをかける必要があるということに思います。いわゆる特定の者が利益になるようなものについては制限を加える必要があるというふうに思いますんで、もう一回検討していただいたらありがたいと思います。 議長、よろしいですか。 高内委員。 大河内の高内です。
 足立（会長）	この社会教育と直接事業と関係がないかと思うんですけども、この使用料の関係で、センター長谷があるわけなんですけども、あれは直接役場の総務関係になるんかわからんのですけども、しかしながらいろいろな団体が使用した場合、あれたしか料金を、使用料を取っと思うんです。だから、そういった項目の中にもし出てこないのであれば、やはり使用料の中でそれもちょっとうたっていたのんがええんやないかと思うんですけども。 例えば、神崎町については小学校を有料にしてますけど、ほとんどお金を払って使用してない。というのは、やはり免除団体という形で使用されておるといふ場合が多いんです。ということで、原則有料にしておりますけれども、免除規定等が詳細に決められておるといふことで、今私が申し上げたことについては原則料金徴収するということであっても詳細な使用規則等によって免除が受けられるような考え方もあると思うんですね。そういったことについて、再度検討していただいたらありがたいと思います。
 三谷（課長）	大河内町の総務課の三谷でございます。 大河内町につきましては、長谷支所というんですか、センター長谷という名称でコミュニティー活動の場としての施設を有しております。その分の中で、現在一部屋使った場合320円の使用料を取ります。その分については、今回のすり合わせの中では社会教育事業の中で取り扱わずに総務企画部会の方で取り扱うことにしてますんで、そちらにつきましてもまた後日の協議の中でこういう提案をしていきたいと思ってます。 以上です。
足立（会長）	わかりました。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 高橋委員	高橋委員、どうぞ。 神崎の高橋です。 11ページの松ヶ瀬グラウンドなんですけども、そこの件について実はこれ南部5地区で春と夏草刈りしたりしてここ掃除しとんですけども、教育委員会から多少の補助をもらい、せんだってきれいにしたんですけども、もう一つほかのグラウンドと比べたら利用価値もないし、もしここでけがでもしたらだれが責任持つんかということもございますし、この項目からもうしばらくグラウンドが整備されるまで削除していただけたらと思うんですけど。 以上です。
小寺（議長） 難波（千） （分科会長）	どうぞ。 お答えします。 松ヶ瀬グラウンドにつきましても、このすり合わせの中で検討したんですが、使用される町民というのがごく限られた方ということで、今とりあえず新町の社会体育施設という位置づけから外そうかなということですり合わせをしてるんです。粟賀の南部5地区の方について利用していただく、それ以外のものがございませんで、比較表には載せておりますが、今の新しい町の社会体育施設という枠からはちょっと今外して保留した状態にしております。 以上です。
小寺（議長）	ほかにありませんか。
小寺（議長）	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 大体質問が終わったと思いますが、議長といたしまして今回のこの質疑の中身、また会長が特に免除の団体等についての検討という話が出ておりますので、これにつきまして今後もう少し検討をいただくということで、この協議第33号の社会教育事務事業の取扱いにつきましては、継続審議にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
小寺（議長）	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ご異議ないものと認めまして、この協議第33号社会教育事務事業の取扱いにつきましては、継続審議といたします。 時間が来ておりますが、これで暫時休憩をいたします。45分を再開いたします。 午後3時33分 休憩 午後3時47分 再開
小寺（議長）	それでは、時間が来ましたので、再開をいたします。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
宮本（分科会長）	次に、協議第34号国民健康保険事業の取扱いにつきまして、担当の分科会会長の説明をお願いいたします。 宮本分科会会長、お願いします。 それでは、失礼いたします。神崎町の住民生活課の宮本でございます。どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。 それでは、国民健康保険事業の取扱いにつきまして、報告書によりまして説明申し上げたいと思います。 国民健康保険事業の取扱いでは、保険税と、それから国民健康保険基金と、それから両町に設置されております国民健康保険運営協議会のこの3点につきまして、問題、課題、調整方針につきまして説明申し上げます。 まず、保険税関係につきましては、両町の税率で、4方式で設定しております。所得割、資産割、均等割、平等割の額等で相違がございます。また、賦課期日が7月1日と、それに納付の年6回と回数は同じでございますけれども、納付月に相違がございます。 次に、国民健康保険の基金ですけれども、保有総額が神崎町で8,000万円、それから大河内町で1億3,652万5,000円と、1人当たりの保有額で神崎町では2万7,749円と大河内町では6万8,228円で差が大きいため、合併後の税率とあわせまして慎重に検討していく必要がございます。 次に、国民健康保険運営協議会につきまして、委員数は両町6名と同じでございますけれども、開催の月が違っておりますので、調整する必要がございます。 次に、調整方針でございますけれども、保険税関係につきましては賦課方式、4方式でございますけれども、それと算定方式、それから賦課限度額並びに軽減措置は現行どおり新町に引き継ぐことの調整方針に至りました。 賦課期日は7月1日と納期は年6回とし、新町発足までに調整する方針に至っております。 次に、保険税率は合併年度はそれぞれの町の例によるものとし、合併後、以後につきましてはできるだけ早期に統一することでの調整方針に至っております。 また、基金につきましては全額持ち寄ることの調整方針に至りました。 次に、国民健康保険運営協議会ですけれども、新町発足時に統一いたしまして、構成委員及び開催時期等は新町発足までに調整すること

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
宮本（分科会長）	税額というんですか、大変一気に高くなるというような懸念をいたしております、それを緩和するために合併初年度につきましては基金を投入いたしまして、不均衡課税を実施したいなというような思いでございまして、合併特例の関係で不均衡課税ができるというようなことになっておりますので、そういう理由で５年以内の不均衡課税というのが認められておりますので、それまでに緩やかに税率を合わせていきたいなという思いの中から不均衡課税という合併特例法の資料をつけさせていただいております。 この合併特例法ですけれども、厚生労働省は市町村が合併した際に、合併前の旧市町村間で国民健康保険の保険料に著しい格差があった場合に、合併年度を含め５年間は旧市町村ごとに異なった割合での保険料賦課を認める方針でございまして、そこで国会に提出されたところでございまして、健康保険法改正法案にこのための規定を盛り込んでおられまして、平成１４年１０月から実施する予定ということで、市町村合併を後押しするのがねらいで、２００４年度末までに合併した市町村に限って適用する時限措置ということでございます。
小寺（議長）	会長、どうぞ。
足立（会長）	ということでございますんで、今国民健康保険は医療費の高低が大きく左右をいたします。したがって、目的税たる理由でございすけれども、各町、両町でありますけど、それぞれの医療費につきましては被保険者の状況によって大きく金額が変わってくるということでございます。今回、大河内町につきましては基金をたくさんお持ちでございまして、多分その基金を含めても最高５年でございすけれども、５年間の中で調整をしていくということでございますので、当分の間は不均一課税ということになるということをご理解をいただきたいというふうに思います。
小寺（議長）	どうもありがとうございました。
	ほかにございませんか。
日和委員	日和委員、どうぞ。
	大河内の日和です。
	まことに申しわけありませんが、両町さんの直近あるいは１５年度末が出てくるかどうか、もしも出てなければ１４年度末でも結構ですが、各国保税の収納率はどれぐらいなのでしょう。参考までにお伺いしたいんですが。
藤原（光）（課長）	お答えをいたします。
	大河内の藤原でございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
日和委員 小寺（議長） 高橋委員	まず、大河内町につきましての収納率、１５年度でお答えをさせていただきますが、一般と退職というのがあります。いわゆる退職というのは、長年社会保険に加入をされて、その後退職によって国民健康保険に加入をされたという人と、自営業等でのっけから国民健康保険という形に加入されておる人というぐあいちょっと分けて説明をさせていただきますが、大河内町一般の分につきましては１５年度の現年の部分が９４．５０％、それから退職分については９９．１６％、合計で９５．４３％ということでございます。 それから、神崎町は一般の部が９５．２２％、退職は９９．３５％、それで合計が９５．９１％でございます。 以上でございます。 ありがとうございました。 高橋委員、どうぞ。 神崎町の高橋です。 ちょっと質問を、各課、係、おってかわかりませんが、保険税率の集金、税率を納めるのと、今度医療機関へ行って支払いの場合に１割、２割、３割負担があるわね。その負担額、さらに患者の年齢も加味すると思うんですけども、その辺のこの表と似たもんができないのか、ちょっとお願いしたいと思うんで。 以上です。
小林（分科会長）	大河内の小林でございます。 国民健康保険の制度そのものは国の制度でございまして、合併により変わるというふうなことはございませんので、ただ収納に係る医療の負担あるいは介護に係る負担についての税率の関係でございまして、そこら辺ご理解を願いたいと思います。
高橋委員	ちょっとわからないんですけども、これも基準があると思うんですけど、１割、２割、３割の。
宮本（分科会長）	個人の割合ですか。国民健康保険は３割負担でございます。それから、７５以上ですか、老健保険の分につきましては１割、また所得のある人は２割、こういった制限がございます。
高橋委員	そういうような表がここへつけてもらえへんのかな思うたりして。ちょっと見て、だれもがああ、なるほどなあという得心できるような表がでんかなと思うて。
小林（分科会長）	失礼します。申しわけございません。事務事業で調整をした関係の資料ということで載せておりますので、制度の資料については載せておりませんので、ご理解いただきたいと思うんですけども。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 上垣委員	上垣委員、どうぞ。 大河内町の上垣です。
宮本（分科会長）	2 ページの、聞き漏らしかわかりませんが、国民健康保険運営協議会のメンバーのことなんですけども、（１）の被保険者代表、神崎町は2 名、2 人ということになってまして、同じく大河内町でも2 人ということで、これ具体的に寺前、淵区長ということで具体的に上がってますが、神崎町ではどうでしょうか。
上垣委員	大河内町は寺前区長さん、淵区長さんと上がっておりますけれども、神崎町は区長さんではございませんで、被保険者の中から2 人、こちらの行政の方から選ばさせていただいて2 人にさせていただいております。
宮本（分科会長）	具体に表現はちょっと無理なんでしょうか、1 5 年度云々という。今後の方針も、考え方も含めまして。
上垣委員	神崎町の被保険者2 人は、2 人個人でございますので、ここはちょっとよう上げておりません、上げられないというようなことで。
小寺（議長）	了解しました。
小寺（議長）	ほかにありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	それでは、ほかに質疑がないようでございますので、質疑を打ち切りたいと思います。
	それでは、採決に入ります。
小寺（議長）	協議第3 4 号国民健康保険事業の取扱いについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。
	〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手全員であります。よって、協議第3 4 号国民健康保険事業の取扱いにつきましては、原案どおりとすることに決定しました。
小林（分科会長）	続いて、協議第3 5 号住民関係事務事業（その2）窓口業務等の取扱いについて、担当の分科会長の説明をお願いします。
	小林分科会会長、お願いします。
	失礼します。大河内町の住民課の小林でございます。
小林（分科会長）	まず、住民課関係の事務事業の取扱いで、消費生活行政についてでございますが、消費生活の啓発及び教育等を行うために、神崎町では神崎町消費生活研究会、大河内町では大河内町消費者協会が組織されてそれぞれ活発に活動されております。しかしながら、組織の構成及び両町からの補助金の額等に差異がありますので、調整する必要があるということでございます。それらの内容につきましては、3 ページ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	に事務事業現況比較表というのがありますので、参考に見ていただきたいというふうに思います。 次に、交通安全対策の関係ですけども、福崎交通安全協会の下部組織として両町にそれぞれ支部がありますが、役員の選出方法及び補助金に差異があります。また、神崎町では婦人部がうさちゃんクラブとして保育所及び幼稚園などを訪問されて交通安全指導を行っておられます。その際に、保護者より指導料というんですか、を徴収され、事業をより充実しているなどの取り組みの内容に差異が見られます。 また、両町とも交通安全対策協議会が組織されていますが、大河内町については町の交通安全対策協議会そのものが余り活動がないというようなこと、それから神崎町については交通安全対策協議会でもって春、秋それぞれの活動についてされているというようなことで、組織体制及び活動内容に差異が見られるため調整する必要があると。 次に、チャイルドシートの助成事業につきましては、大河内町は平成12年1月からチャイルドシートの購入に対して補助金を支払っております。神崎町については同制度はなく、合併に向けた調整が必要ということであります。 次に、交通対策事業として、神崎町においてコミュニティーバスの運行を行っておりますが、大河内町には自主運行バス等はなく、合併後の運行エリア等についての課題があるということでございます。 次に、青少年教育の推進を図るため、神崎町は神崎町青少年育成委員会、大河内町は大河内町青少年問題協議会が組織されておりますが、組織構成に違いがあるため調整する必要があるということでございます。ただし、神崎町にも神崎町の青少年問題協議会があるんですが、実質はこの青少年育成委員会というところで活動されておまして、両町の青少年問題協議会そのものについては一本化する方向でございまして、ただ青少年育成委員会に相当する組織について、内容等の調整をする必要があるということでございます。 次に、防犯対策としまして、神崎町は神崎町防犯指導委員会、大河内町は福崎防犯協会の大河内町支部ということで組織されております。福崎の防犯協会に役員として出られる場合については、神崎町さんも神崎町支部というような、兼務のような形でございますけども、組織の名称が違うということでございます。それから、神崎町には委員に報償費を支払っておられますが、大河内町はその支部に対する補助金として支払っております。ということで、組織体制に多少の相違があり、これを調整する必要があるということでございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	次に、住民票等の各種証明書の手数料につきまして、両町においてはほぼ同じでございますが、住民票の謄本と住民票の閲覧、それから埋火葬許可証の発行手数料等に差異がございまして、これも調整は必要ということでございまして、次に調整方針でございます。 まず、消費生活行政に係る両町の組織につきましては、それぞれの神崎町の研究会あるいは大河内町の消費者協会、それぞれの会でもって統一に向けて今後話し合いをしていただきまして、一つの組織にさせていただくというような方針でもって今後調整をしていくということでございます。それと、補助金につきましても新町発足までに調整するというような方針でございます。 次に、福崎交通安全協会の町の支部につきまして、これも合併した後には一つの組織ということで統一を図っていききたいということでございまして、役員の選出から構成、それから補助金、それから活動内容等につきましては、それぞれ新しく調整をしたいというふうに思っております。これにつきましてはそれぞれの役員さんですか、その会の方々に寄っていただいて今後調整する予定でございます。 次に、交通安全対策協議会につきましては、これも組織を統一いたすこととしております。 それから次に、チャイルドシートの購入補助金につきましては、これにつきましては大河内町は2年あるいは3年の時限的に購入補助をするというような当初の目的でございまして、最近につきましては購入補助の申請そのものが大分減ってきておりまして、これにつきましては合併時に廃止をするということに調整いたしております。 それから、コミュニティーバスの運行につきましては、これは多分に新町の政策的な問題等も絡んでおりますので、担当者としては調整をする以前の問題というんですか、新町発足までに調整をするということをお願いしたいというふうに思っております。 それから次に、青少年教育の推進に係る組織につきましては、先ほども、実質は神崎町さんは青少年育成委員会というところで活発に組織されておりますので、継続的に、活動そのものは継続するということで、新町発足までに統一を行うということにしております。 次に、防犯対策に係る組織の体制、これにつきましても一本に統一をするという方向で、これから調整をしていきたいというふうに思ってます。それから、報償費あるいは補助金については、新町発足までに調整をするということでございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	それから、各種証明書の手数料につきましては、両町同額の項目がほとんどでございますが、同額につきましてはそのまま新町に引き継ぐということにしております。ただ、埋火葬許可証の発行手数料につきましては、大河内町は200円いただいております。神崎町さんは無料でございますが、これにつきましては大河内町の例により200円いただくということに調整いたしました。 それから、住民票の謄本発行手数料及び住民票の閲覧料金につきましては、4ページの方にあります、一番下ですけれども、各種証明書手数料の現況比較表の中で見てもらいましたら、下の方から2行目でございますけれども、住民票閲覧手数料につきましては神崎町さんは1人200円ということで、大河内町は住民票の閲覧手数料が4人までは200円、以下4人ごとに200円ということで、実質1人当たり50円ということで差異がございます。これを新町発足後は1人200円に統一したいということでございます。 以上でございます。
小寺（議長）	説明が終わりました。 協議第35号住民関係事務事業（その2）窓口業務等の取扱いについての質問を受けたいと思います。
正城委員	正城委員、どうぞ。 大河内の正城です。 私、大河内なんでコミュニティーバスのことは余り知らないんです。それで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、このコミュニティーバス、自主運行バスというんですか、神崎町の皆さんには好評なのかどうかということが知りたいんと、それから運営内容、採算がとれているか、今からもそのようになっていくかというふうなことですな。 それから、当分の間神崎町だけのバスになるのか、それとも将来大河内も一緒にそういうふうなのを利用していくということを考えておられるかどうかということですね。 それから、もしそうなれば神姫バスと同じ路線を使うところもできてきますわね。そうすると、障害者とか介護者の神姫バスの回数券が半額免除とかというようなことがあるんですけれども、それはやっぱり使えんのか、それともややこしいけれども、別のもんを作って利用するのかというようなことが知りたいんですけれども、お願いいたします。
宮本（分科会長）	それでは、巡回バスのことにつきまして、この巡回バスにつきます

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
正城委員	ては導入をしました目的でございますけれども、これは高齢者等の交通手段を初め通勤、通学者の手段を確保するとともに、広く住民の日常生活や社会参加などの利便性も確保するために神崎町内巡回バス運行計画を策定し、検討委員会の中でお諮りして設置、運行をしてきております。 そこで、状況はどうかということですが、ちなみに平成15年度の運行日数、それから乗車人数を申し上げさせていただきたいと思います。15年度は、乗車人数が大人、子供合わせまして1万5,745人の乗車人数でございました。そこで、1日当たりの乗車人数にいたしますと、53.4人というような状況でございます。 あと、経費のことでございますけれども、これは神姫グリーンバスの方に委託をさせていただいておりまして、月73万2,000円の1年分ということで878万4,000円、これが経常費用となっております。そこで収入額ですか、回数券、それから現金で支払われた分が218万9,000円余りということで、差し引き委託料としてグリーンバスに払いました金額が、688万円余りとなっております。 あと、料金につきましては、初乗りが神姫グリーンバスは160円でございますけれども、それ以上高くできないということで、150円ということで初乗り運賃を決めております。 それから、競合路線でございますけれども、これは神姫グリーンバスさんとも協議をいたしまして、現在新野駅に行く分と、それから奥猪篠方面に行く分がございまして、これらにつきましては神姫グリーンバスさんとも協議して、了解を得た上で一応並行して走っているというような状況でございまして、これらにつきましてはいろいろ事情がございまして、新野駅へ行く分につきましては朝の通学者が多いこともございまして、一日じゅう走っているわけではございませんで、確かに1本ぐらいで、朝の通学者のみが利用されるということで、これちょっと特別にここを走らせております。 それから、奥猪篠につきましては、行くところが奥猪篠ということで、そこは路線バスが走っていないということで、これも特別に大山方面を並行して一部杉から猪篠にかけまして競合路線を走ってる現状でございます。 基本的には神姫グリーンバスと町の巡回バスは走ってはいけないということになっております。 並行して走らなくっても、大河内町でしたら淵の方とか、そういう

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 足立（会長）	こともありますわね。そういうところは計画にはないんでしょうかね。奥猪篠走られるんやったら淵とかということもあるし、新野の方とかということもありますし、路線が違うから。 ちょっと会長に答えてもらいます。 神崎町はコミュニティーバスを走らせたんですけど、これは一つには最寄り駅が新野駅ということで、通勤あるいは通学者の便を図ろうということと、それから病院がございますので、とりわけ高齢者が運転して病院に来ていただくということについては、将来的に見ましても危険という面もございます。そういったことで導入したんでありますけれども、逆に神崎町間で行政格差を生んでしまったということは、実は事実でございまして、越知谷地域についてはコミュニティーバスが走ってないんです。一番必要なところに実は走らせてないんです。 それから、競合路線としては福本とか加納とかはバスと競合するということで、巡回バスは通ってないんです。今、区長会長からもよくおしかりをいただいておりますが、これについては越知谷地域については例えば僻地、辺地ということで、辺地整備をやるためにはバスが何回も往復すると辺地度点数が下がってしまいますんで、その財源確保の面からもう少し待とうという一つその作戦がございました。 もう一つは、将来的にはやはり1台ではとてもその機能を発揮することができませんので、少し台数を増やしまして、本当に必要なところに回していきたいと思っております。 財源的には、このように持ち出し600万円という金額があるんですが、このことにつきましては井戸知事さん大変思いも、同慶の念を強くしていただいておりますので、できるだけこの持ち出し財源につきましては、特別交付税で措置をする努力をするというふうにおっしゃっていただいておりますので、私としては安心しておるわけがあります。 ところで、新町になりましたら、これはやっぱり病院医療機関が一つでもございますんで、これらについては当然住民の皆さん方がニーズがあれば、なければ別ですけど、ニーズがあれば、これは当然コミュニティーバスの運行は必要ではないだろうかというふうに私は思います。ただ、競合路線の問題につきましては、これはやっぱり技術的な問題でもございますんで、技術的な問題は解決できないわけがないわけでありまして、これは解決する努力を当事者と、いわゆる神姫

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
上野（副会長）	グリーンバスとすることによってある程度道を見出すことができるんじゃないか、100%可能とは言いませんけども、道を見出すことはできるんじゃないだろうかというふうな思いもいたします。これは関係の皆さん方に集まっていただきまして、そのことをどうするのかという議論を住民の皆さん方のサイドで議論していただいて、できれば少子・高齢化の状況でございますし、医療機関等の問題もございますんで、コミュニティーバスを出していただくようなことになれば、私は住民サービスがさらに向上するんじゃないだろうかというふうに思います。 以上であります。 それから、料金の問題は、150円は均一料金といたしておりますて、お子さんは2分の1よね。さらに、障害者の方はその2分の1ということにいたしております。 今、現にある神姫グリーンバスの路線バスの関係とコミュニティーバスの関係は、非常に難しい問題だろうというふうに思うんですけども、例えば大河内町サイドで見ますと長谷に温水プールがありまして、温水プールの使用について特に高齢者の健康教室というようなものでプールでの歩行訓練、こういうものがいろいろ言われるわけですけども、これについてももう例えば上小田方面から寺前まで出ても、寺前から長谷に連絡がないとか、そういう課題をいっぱい持っておりますので、今後路線バスとの競合の兼ね合いも考えながら、新町全体としてのそういうふうな抜本的な考え方ということは、必要性があるんじゃないかなというふうに思います。いずれスクールバスの関係も含めてそういうことも問題になってこようかというふうに思いますので、ただ非常に難しい課題だというふうには思います。
小寺（議長）	上垣委員、どうぞ。
上垣委員	大河内町の上垣です。 4ページの防犯対策の件ですけども、防犯対策の中の報償費及び補助金という欄で、大河内町につきましては一括補助ということで、25万円ということで上がっておりますが、神崎町さんにつきましてはそれぞれの謝金等によって決められておることなんですけども、できれば実績としてトータルで、神崎町としていわゆる25万円に対する金額に見合う金が教えていただけるんならば、ちょっとお願いしたいと思います。
宮本（分科会長）	ちょっと待ってくださいよ。役員の謝金ですけども、役員会1回出席につきまして6,000円ということで、各ブロックに役員が1

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
上垣委員 宮本（分科会長） 上垣委員 宮本（分科会長）	人ずつということで計４名いらっしゃいます。 それから、委員の謝金、これは年間６，０００円ということで、１９集落ありまして３８名……。 総額で結構です、総額で。 ちょっと今総額はつかんでないんです。 ああ、そうですか、わかりました。 １５、６年度のとりあえず予算を申し上げますと、５７万８，０００円防犯指導委員会の予算として組んでおります。
小寺（議長） 松山委員	これは巡回とかパトロールですか、それとか年１回の総会、それから役員会も含めまして５７万８，０００円となっております。 ほかにございませんか。 松山委員、どうぞ。 大河内町の松山です。
浅田（事務局）	済みません、防災の関係になるかと思うんですけれども、大河内町には自主防災大河内という形での組織があると思うんですが、その事務局は住民課ではないのかなと思うんですが、ここでは位置づけはされないものなのでしょうか。 それから、もし新町になった場合の防災対策っていう形で自主防災的な組織を作る方向であるのかどうかお尋ねします。 先ほど、ご質問のございました自主防災、そのあたりにつきましては、現在事務調整をしていただいとります消防団等の関係の中で協議事項としてご提出させていただく予定にいたしております。 以上です。
小寺（議長）	大体、質問が出尽くしたようでございますので、ここらで質疑を打ち切りたいと思います。 それでは、協議第３５号住民関係事務事業（その２）窓口業務の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。
小寺（議長）	〔賛成者挙手〕 挙手全員でございます。よって、協議第３５号住民関係事務事業（その２）窓口業務の取扱いにつきましては、原案どおり可決されました。 それでは、ここで協議事項を終わりにして、次に提案事項に入りたいと思います。 今回、提案事項につきましては５件提出されております。提案第２６号環境衛生関係事務事業の取扱いについて、提案第２７号保健衛生関係事務事業の取扱いについて、提案第２８号商工・観光関係事務事

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	業の取扱いについて、提案第２９号農林水産関係事業（その１）林道・治山事業の取扱いについて、提案第３０号建設関係事務事業の取扱いについて、以上の５件の提案につきまして事務局から一括して説明をお願いいたします。 浅田次長、お願いします。 それでは、提案第２６号から提案第３０号まで概要を含めてご説明申し上げたいと思います。 お手元の資料の、まず資料６ということで、環境衛生関係の問題でございます。こちらの方からは３件の課題、問題点がございます。 まず、環境保全につきましては、両町におきましてそれぞれ条例を制定し、同様の審議会または協議会を設置をなされておるところでございます。しかしながら、新町になった場合、条例等の整備を行い、一本化を図っていくということで調整をいたしておるところでございます。 ２点目に、集団資源の回収助成事業、ごみの減量化を図るために、いわゆる団体等で集めていただいた方にごみの重量に伴います奨励金を交付をいたしております。両町におきまして、同様の補助金交付要綱を制定されて実施をされておりますけれども、補助額の方について一部差異がございますために、調整をした結果、神崎町の例によるということで調整をいたしております。 ３点目の産業廃棄物の関係なんですけれども、一般廃棄物につきましては皆様方ご存じの中播北部行政事務組合の方で、そこに、３ページの方に掲げてございます一般廃棄物、家電４品目、家庭用パソコンについては神崎、大河内同様でございます。しかしながら、産業廃棄物につきましては、両町にそれぞれ現在施設がございます。神崎町不燃物集積場、大河内町建設残土砂等の処分場ということで、大河内町の鍛冶、大河というところがございます。これらにつきまして調整をさせていただきました結果、神崎町の集積場を廃止し、大河内町の処分場での一本化に向け調整いたしたところでございます。 なお、この鍛冶、大河の両区長様と私ども担当課の住民課の方で協議をしていただいて、搬入してもいいですよという事前の了解はいただいております。新町になりましたら覚書等を交わすという課題が残っておりますけれども、一応オーケーをいただいておりますという状況でございます。 その中で、神崎町には現在減免規定、この減免規定につきましては町長が大きな災害、新潟、福井、また今回の徳島のような大きな災害

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	等が出た場合のときにはそういった搬入手数料の減免をいたしますよという規定が設けられておりますので、その規定については神崎町の例によるということでございます。 以上、環境衛生関係につきましては3件でございます。 続きまして、提案第27号保健衛生なんですけれども、こちらの方、お手元に配付いたしております資料で3行目、環境となっております。協定項目のところも環境となっております大変申しわけございません。保健にご訂正いただきたいと思います。次回の協議会では、協議事項として必ず保健衛生という形で訂正をさせていただきたいと思います。 こちらの方は、裏のページ、2ページを見ていただきたいと思います。課題、問題点として2つございます。 まず1点目が、町立の診療所の関係でございます。 現在、神崎町には大畑診療所ということで1カ所、大河内にはそちらの方にございます上小田並びに川上というところに診療所がございまして、業務の委託先及び開設の日時に以下がございます。 あわせまして、診療所の建物の所有権の部分につきまして、神崎と大河内で大きな差がございますので、このあたりについてどのように調整するかということでございますけれども、まず両町における既存の診療所は、これからの高齢化社会といったところも十分踏まえながら、身近な医療機関として現行のまま新町に引き継ぐということで調整をいたしております。 また、大河内町では、従来開業医ということで長谷地区に開業医があったわけなんですけれども、医師が死亡されたため現在不在になっておりまして、大河内町としましてはこの長谷地区に郡医師会を通じて先生の誘致といったことも行っておりますので、この事業につきましては引き続き誘致をさせていただくという格好で調整をいたしております。 なお、この僻地の診療所につきましては、利用形態、そういったものはこちらに書かせていただくとおりなんですけれども、こちらの方も国の地方交付税の中の普通交付税にこういったものも算入をされておるということでご理解をいただきたいと思います。 2点目に、墓地の設置及び管理ということで課題、問題点がございます。 そちらの現況比較表の方にもございますように、神崎町では墓地に関する補助制度、そういったものがございません。一方、大河内町の

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	方ではこういう共同墓地、そういったものに関する条例、また整備に係る補助金といったものを制定いたしておりまして、これらにつきまして大きな差異がございますので、新町発足後における共同墓地の整備事業の適用及び補助金の額につきましては、新町発足後速やかに調整をするということでございます。 以上でございます。 それから、提案第28号商工・観光関係の事務事業の取扱いについてでございます。 こちらの方は5件ございます。商工・観光につきましては町の地域活性化、そういった部分が十分連動しておるわけなんですけれども、こちらの方につきましても大きな課題、問題点を抱えておるところでございます。 まず1点目が、第三セクターでございます。 こちらの方は、お手元の資料の4ページの方に現在の第三セクターの状況を掲載をさせていただいております。 神崎町では3つございます。グリーンエコーを管理しております株式会社グリーンエコー、それから株式会社神崎フード、それから神崎農村公園「ヨーデルの森」を管理されております株式会社神崎ファーム、そして一方大河内町ではホテルモンテローザを管理運営いたしております株式会社おおかわち、峰山高原ホテルリラクシアを管理運営いたしております株式会社峰山高原ホテルと、この5つの第三セクターがございます。しかしながら、近年の経済状況、また社会情勢の中からこれらの第三セクターの施設の運営、そういったものもかなり厳しいものがございますので、今後調整する必要があるということで課題点が上げられます。しかしながら、調整方針といたしましてはこの第三セクターといえども地域の観光施設ということで、地域の活性化ということでございますので、健全経営と役割機能というものを十分発揮を目指し、今後の現行のまま新町に引き継ぐということで調整をいたしたところでございます。 2点目の地域振興につきましては、2項目ございます。 まず1点目が、両町におけるまちづくりの地域活性化事業に取り組んでおります夏祭り等の関係でございます。 2点目が、地域づくりにおける住民参加という点から、自主的なまちづくりの組織といったところでございます。 神崎町の方では、既存の夢花フォーラム等の自主的な組織がございますけれども、大河内の方では集落ぐるみ、また地域ぐるみの活動が

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	ございまして、両町の取り組みにつきまして若干の差がございます。そういったあたりににつきまして、できましたら本年も8月6日大河内、8月7日で神崎町で開催をされました夏祭り、これらにつきましてはできるだけ新町発足までに一元化に向け調整をしてみたいです。 それから、まちづくりの交流イベントにつきましては、両町にございます各拠点施設のさまざまな特色がございますので、新町発足までに交流プログラム等により継続的な実施と、それに係ります体制を整えるよう調整をしてみたいです。 それから、まちづくり団体の育成につきましては、従来と同様に自主、自立的活動の重要性、そういったものを現行のまま新町に引き継ぎまして、奨励支援を検討してみたいというところでございます。 3点目の商工業の振興なんですけれども、こちらの方は大きな問題といたしまして、両町にそれぞれ商工会法に基づきます商工会が設置をされ、活動をされております。こちらの方は、それぞれ独立した団体でございますので、当協議会の方でも公共的団体の取り扱いの中でいろいろ協議をいただいておりますわけなんですけれども、商工会独自の協議といいますか、そういったものでできるだけ統合に向けた支援を行っていくという形にいたしておるところでございます。 一方、商店街の育成への取り組みといたしましては、神崎町は中心地の市街地の活性化基本計画といったものを持っておられます。これに基づきまして、毎年まっせまつりといった活動をされておられて、それに支援をされております。 大河内町では、町全体の活性化ということで、寺前駅前を周辺といたしましたわっくわくぶらり市を開催されておるところでございます。新町発足後におきましては、商店街の育成、活性化の支援について、十分に検討する必要があるという課題がございます。 これらの商工業の振興に伴います調整方針といたしまして、商工会の統合に向けた要請支援を行い、また財政支援については新町発足までに調整をしてみたいということでございます。商店街の育成、活性化については、まちづくりにおける商業機能の重要性により現行のまま新町に引き継ぎを行うというところでございます。 4点目の企業誘致ですけれども、神崎町では企業誘致の関連といたしまして、4事業に区分して取り組んでおられます。その中でも、特に兵庫工業団地への企業誘致に向けた取り組みといったものは、合併後においても残地への企業立地を推進し、地元雇用の場としての確保をする必要がございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	大河内町でも、企業誘致の検討課題といたしまして取り組みをいたしておりますけれども、現状では工業団地はございません。 また、雇用拡大のための企業誘致への優遇措置、特に税金の免除関係なんですけれども、神崎町ではそこに掲載いたしておりますように、農村地域工業等の導入地区における固定資産税の課税減免に関する条例を整備をされて免除を行っております。 大河内町の方でも、大河内町企業誘致条例といったものを制定して奨励金を交付しておりますけれども、両町における取り組みの差があるというところでございます。 これらにつきましては、1点目の企業誘致は有効な土地利用の推進と地元雇用、就業の場の提供に効果的であり、現行のまま新町に引き継ぎます。しかしながら、財政リスク、負担のないように推進をしまいたいというところでございます。 もう一点の企業立地への優遇措置につきましては、新町発足までに神崎町の例により調整をするというところでございます。 5点目の観光につきましては、両町とも観光協会がまず設置をなされております。その中で、補助金の額に差がございますので、観光協会の統合支援とあわせて調整する必要がございます。 2点目に、これは大河内町の方になるんですけれども、大河内町の長谷地区に平成9年に温泉掘削を行い、泉温27.8度Cの低温泉を掘り当て、今後の利用計画について長谷地区との協議の中で有効利用に向け検討を重ねていますというところでございます。 なお、神崎町においては温泉源はございません。 それから、3点目の両町とも観光施設を先ほどの第三セクターにも同じことが言えるんですけれども、たくさんの施設を有しております。これらは、両町ともPRにつきましては観光協会との調整が十分にできていないということで、役割の分担を明確にする必要がございます。また、各施設間の連携方策や類似競合施設の取り組み内容及び特色化の再検討をする必要があるというところでございます。 施設の維持管理につきましては、三セク企業や地元管理組合に管理委託している中で責任範囲を明確にする必要があると、課題がございます。 これらの観光に係ります課題、問題点につきましては、まず1点目の観光協会の統合につきましては、統合に向けた要請支援を行い、財政支援につきましては新町発足までに調整をしまいたいというところでございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	2点目の長谷地区の温泉につきましては、現行のまま新町に引き継ぎ有効利用を目指すというところでございます。 3点目の観光施設のPR事業につきましては、現行のまま新町に引き継ぎ、より効果的なPR事業を推進するというところでございます。 また、その施設の維持管理につきましても現行のまま新町に引き継ぎ、効率、効果的な運営を目指すというところでございます。 先ほど、ご説明申し上げました両町の比較、4ページが第三セクター、5ページが上段の方がまず地域振興ということで、それぞれ大きなイベントということで掲載をさせていただいております。 中段から下は商工業の振興ということで、両町の商工会の比較というところを掲載させていただいております。 6ページには企業誘致という形のもので両町の比較、7ページには観光協会の比較を掲載させていただいております。 そして、7ページの中段より下は、大河内町の温泉の掘削に係ります概要につきまして、掲載をさせていただきとるところでございます。 そして、最後8ページにつきましては、両町の観光施設ということで掲載をさせていただいております。 以上が提案第28号でございます。 続きまして、第29号の農林水産関係事業のその1ということで、林道・治山事業の取扱いについてでございます。 こちらの方からは、3点の課題、問題点を上げさせていただいております。 まず1点目が、林道の維持・修繕でございます。3ページの方に両町の林道比較ということで書かせていただいております。 林道の主要路線につきましては、両町とも地元負担はございません。しかしながら、主要路線以外については大河内町において地元負担を取っておられ、両町に差異があるため調整の必要がございます。 また、作業道におきましても、両町とも地元管理としておりますけれども、大河内町では維持修繕費の50%を補助しており、神崎町にはそういった補助制度がございません。そういったところから調整する必要があるというところでございます。 これらに係ります調整方針といたしましては、林道及び作業道の維持修繕に係る地元負担につきましては、新町の財政計画、財政状況等を勘案して、新町発足までに調整をするというところでございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	2点目に、林道事業の地元（受益者負担）ということでございます。 こちらの方も3ページの方に受益者負担率ということで、補助事業に採択された場合、補助事業に採択されない場合、公共災害復旧工事ということで、それぞれ負担の割合を書かせていただいとるところでございます。 こういった中での問題点、課題点ということで、補助事業に採択された場合の受益者負担につきましては、両町において用地、立木及び工事に対する負担率がそれぞれ多少の違いがございますので、調整する必要があるという課題点でございます。 また、事業にされない場合の受益者負担についても両町において同様の違いがございます。 神崎町では、これまで補助事業に採択されない町単独事業は実施された例がございません。大河内のみ単独でされておりますので、こういった点調整する必要があるということでございます。 これらを受けまして、調整方針といたしましては、林道事業の地元負担金につきましては財政状況等を十分に勘案しながら、新町発足までに調整をいたしますというところでございます。 そして、3点目の治山事業の地元負担金というところでございます。 こちらの方も、3ページの方に両町の受益者負担についての比較を掲載をさせていただいておりますけれども、治山事業に係ります地元負担につきましては、両町において補助県単治山事業で林地崩壊防止事業及び町単独事業の負担率が違います。したがって、それらを調整する必要があるということでございます。 これらの調整方針といたしましては、林道、作業道と同様に、治山事業に係る地元負担につきましては新町の財政計画といえますか、財政状況等を勘案し、新町発足までに調整をするというところで、この農林水産関係の林道治山事業につきましては、こういう形で課題、問題点を協議し、調整方針を出させていただいたところでございます。 続きまして、最後の提案第30号建設関係事務事業の関係でございます。 こちらの方も少し表紙の方で取扱いについてというところで、前回地籍というものをこの建設事業で行いましたので、本日はその2ということで建設関係事務事業の後ろに括弧でその2と入れていただければというふうに思います。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	こちらの方は、両町で調整をしていただく中で9項目大きな課題、問題点が出てまいりました。 まず1点目が、公園等の維持管理というところでございます。 この公園等の関係につきましては、両町におきまして、それぞれ補助要綱を定められておるところでございます。その補助要綱の概要につきましては、4ページの方に書かせていただいておりますけれども、若干名称が変わっております。神崎町では、体育施設整備費補助金交付要綱、一方大河内町では農村公園等整備事業補助金交付要綱といった形でございます。 この中で、神崎町の場合は体育施設というものが中心になるんですけれども、大河内はもう少し幅広い適用をしておりますので、このあたりにつきましては、補助該当項目並びに補助率に差がございますので、調整をする必要があるという課題点につきましては、3ページの方で調整をさせていただいております。 公園等の補助制度及び補助率につきましては、これも先ほどの林道、治山事業と同様に、財政的な計画を十分に勘案しながら新町発足までに調整をするというところでございます。 2点目の土地改良事業につきましてはでございます。 土地改良事業の分担金につきましては、両町ともそれぞれ分担金の徴収を行います条例を制定されておるところでございます。分担金の徴収基準は、町が施行する土地改良事業に要する費用の額から国または県から交付を受ける補助金等を差し引いた金額以内とし、町長が定めるという規定をしております、分担金の実際の運用について両町に差がございます。そういうことで、調整をする課題があるというところでございます。 町単の土地改良事業への取り組み体制等は、両町においてほぼ同様でございますけれども、補助率に差がございますので、調整をさせていただきますというところでございます。 この土地改良事業の分担金関係につきましては、お手元の先ほどの資料の4ページ、5ページにそれぞれ分担金の規定、該当事業、徴収基準、そして5ページの方で町単の土地改良事業といったものについての比較をつけさせていただいております。 この土地改良事業の分担金につきましては、これまで分担金の徴収条例というものを制定をいたしておりますけれども、事業費の何%といったものが明記をなされておられませんので、今回産業建設部会の方では事業費の30%以内とし、町単土地改良事業の補助率は大河内の

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	例によるという調整をさせていただいたところでございます。 3点目の農道整備事業につきましてでございます。 農道整備事業につきましては、現在両町において国等の支援を受けております中山間地域総合整備事業というものを実施をいたしております。こちらの方は、お手元資料5ページの方をご確認いただきたいと思います。 神崎町では農道野上線ということで、吉富地区なんですけれども、平成16年度から実施をされております。 一方、大河内は農道西山下大道の上線ということで、寺前の役場の少し北になるんですけれども、こちらの方は平成13年度から17年度の実施期間で事業を進めております。 もう一点、農道前田下田線ということで、高朝田地区ということで、役場から約2キロほど西の方に行った地区なんですけれども、こちらの方も13年度から17年度ということで、中山間事業に取り組んでおるところでございます。 そういった中で、神崎町では町単の農道舗装の新設事業を町が実施されております。大河内町では、町単の農業用施設の整備事業を補助事業で実施しており、その中でも地元負担に差がございますので、調整するという課題がございます。また、農道の修繕についても両町におきまして補助率に差がございますので、調整する必要がございます。 これらを受けまして、右側の調整方針なんですけれども、中山間地域総合整備事業で整備する農道につきましては、現在既に取り組みをなされておりますので、継続事業につき現行のまま新町に引き継ぎをしてまいります。 町単の事業の地元負担率につきましては、財政状況等を勘案して新町発足までに調整をさせていただきたいということでございます。 また、農道修繕に対する補助率は、大河内町の例によるというところで、先ほどの5ページの方の農道整備事業のところに掲載させていただくとおりでございます。 次、4点目にため池でございます。 ため池の維持工事費につきましては、大河内町におきましては補助を行っておりますけれども、神崎町では補助制度がございませんので、調整する課題がございます。 また、老朽ため池の改修事業につきましては、両町とも県の指定を受けた該当施設はございません。しかしながら、今後において発生す

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	ることも予想されることから、その対応について検討する必要があるという課題がございます。 これらを受けまして、先ほどのため池につきましても5ページに両町の対比を掲載をさせていただいておりますけれども、ため池の維持工事費の補助につきましては、大河内町の例によるというところでございます。 また、老朽ため池の改修事業につきましては、現在両町とも該当施設はございません。したがって、新町発足後、適宜このあたりにつきましては調整をするという方針を出させていただいております。 5点目、道路・橋梁改良及び道路の認定事業でございます。 道路及び橋梁の改良事業といたしましては、両町において町道としての認定基準及び地元負担率に差がございます。そういった調整をする必要がございます。こちらの方は、資料の6ページから7ページにかけて、その両町の道路橋梁改良及び道路認定事業につきまして、掲載をさせていただいております。 こちらの方につきましては、道路及び橋梁改良に係る地元負担につきましては、町道の認定基準の調整とあわせながら、新町発足後、適宜調整をしております。 なお、新町発足後、速やかに町道の認定基準、等級等の基準を新たに定めまして、再度新町の全町道及び農道等の公衆用道路を対象として再認定を行うという調整方針を出させていただいております。 続きまして、6点目に道路占用ということで、道路占用につきましては、両町におきまして道路占用料徴収条例といったものを定めておりまして、適切に処理をされておりますけれども、占用料等に若干の差がございます。そういった部分を調整する必要がございます。 なお、両町とも町民個人からは徴収をいたしておりません。 これにつきましては、お手元の資料の8ページの方に道路占用料の比較を上段に神崎町、下段に大河内町ということで掲げさせていただいております。 これは道路法の方で規定をされておまして、その占用料につきましては政令で定める範囲を超えてはならないというところで、若干両町において差があるというふうに思っております。そういった部分を調整をしておりますというところがございます。したがって、調整方針の方も新町発足後におきまして、地価等を勘案しながら負担公平の原則に立ちまして、行政格差が生じないように調整をしております。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	7点目、道路・橋梁の維持事業につきましてでございます。 道路及び橋梁の維持に係る修繕等につきましては、神崎町は地元負担を取っておられません。大河内町は、道路管理規則によりまして地元負担を取っておられますので、差がございますので、調整をする必要があるというところでございます。 こちらの方は、お手元資料9ページに両町の比較がございます。大河内町の道路維持事業につきましては、1、2級はゼロでございますけれども、3級、4級でそれぞれ10%、20%という形での地元負担があるというところでございます。これらにつきましては、地元負担につきましては町道の認定の基準等の見直しも勘案しながら、合併後適宜調整をしてみたいというところでございます。 8点目、道路管理の括弧で交通安全対策事業というところでございます。 両町とも、道路工事において必要に応じ交通安全施設といいますか、ガードレール、ガードパイプ、区画線等を設置し、緊急性を要する場合は道路修繕費により対応しております。この場合、神崎町は地元負担を取っておりませんが、大河内町は地元負担を取っており、この差につきまして、先ほどの道路維持事業と同様に調整をする必要がございます。こちらの方も9ページの中段ぐらいに掲げさせていただいております。先ほどの道路維持事業と同様の負担割合でございます。 こちらの方は、住民生活という観点から、特に交通安全施設でも両町に交通安全対策特別交付金というものが交付をなされて、それを予算措置された中でいろいろこういう事業をされておるところでございます。 そして、調整方針といたしましては、道路工事におきまして必要な安全施設、ガードレール、ガードパイプ、区画線等に対する地元負担につきましては、負担公平の原則に立ち、行政格差が生じないよう新町発足後、適宜調整をさせていただきます。 最後に、災害防止対策ということで、がけ地の近接危険性住宅移転事業についてでございます。 両町とも、国及び県の補助制度により対応いたしておりますけれども、神崎町はその中でも町単の補助制度を設けられております。大河内町には町単の補助制度はございませんので、調整する必要がございます。ということで、こちらの方はこの補助制度は神崎町の例により新町におきましても実施をするという調整方針を出させていただいて

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	おります。こちらの方は、９ページの最後の方にその概要につきまして掲載をさせていただいております。 以上、大変早口で申しわけございませんが、次回の合併協議会で協議していただきます５項目について、提案ということで説明を終わらせていただきます。 以上です。 どうもありがとうございました。 ただいま提案のありました提案第２６号から提案第３０号の件につきましては、次回の合併協議会で協議をしていただくことになります。 ということで、次回の協議会までに是非ともよくご検討をしていただきたいと思います。 次に、その他に移りたいと思います。 次回の合併協議会の日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
浅田（事務局）	それでは、次回の合併協議会、第１０回の協議会なんですけれども、お手元の会議次第の裏側に９月だけであと日にち、曜日を抜けさせていただきますいておりますけれども、ご存じのように９月は皆様方両町におきまして町議会が開催をなされます。また、両町とも小・中学校の運動会、また大河内町におきまして、神崎町の方も関連するんですけれども、９月１２日には中播磨地区の身体障害者スポーツ大会、そして月末の２５か６の日曜日に大河内町の長谷ダムの方で高原ロードレース大会といった大きな事業がございまして、９月じゅうの休みの日にこの協議会、本来大河内町の番ですので、休日といったあたりを調整しておったんですけれども、なかなか調整できません。そして、平日もなかなか議会等の関係がございまして、日程調整がうまくいかない関係上、できましたら９月１４日火曜日なんですけれども、９月１４日火曜日、大変恐縮なんですけれども、夜７時からということでご協力をお願いしたいというふうに思うんですけれども。 なかなか両町長の調整もつかないために、大変恐縮なんですけれども、９月１４日火曜日の午後７時から大河内町の保健福祉センターということで、また協議事項の関係につきまして、各委員様方に郵送させていただきますけれども、当然ご案内の文書も送りますので、ひとつ何とぞよろしく願いしたいということで、議長終わらせていただきますけど。
小寺（議長）	今、ただいま次回の合併協議会の日程につきまして、事務局から説

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	明がありました。１６年９月１４日の火曜日、午後７時から大河内町の保健福祉センターということで事務局の方から要請がありました。何かこの件につきまして、ご質問ございませんか。 夜間の開会というのは次回が初めてだと思っんですけども、特に第２小委員会の方では夜間何回も開催もされておるそうでございますので、何とか次回につきましては皆さんのひとつご協力をお願いをいたしたいと思います。 それでは、ほか何もありませんので、ここで第９回の協議会を閉じさせていただきます。 特に、本日は１３時３０分に開催をいたしまして、ただいま１７時１５分、非常に長い間終始熱心にご議論をいただきましてありがとうございました。冒頭にも正・副会長から発言がございましたように、ようやく両町の足並みがそろったような気がいたしております。委員の皆様方には、今後とも新町の誕生に、また新町のあるべき姿に向けてご尽力をいただきますようお願いを申し上げます。 まだまだ暑い日が続くとは思いますが、くれぐれもお体に気をつけていただきまして、健康で過ごせますことをご祈念申し上げます。閉会といたします。 本日はどうもありがとうございました。